

協議項目第 1 6 号

使用料、手数料の取扱いについて（附属資料）

上 島 合 併 協 議 会
第 7 回

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容													
	弓 削 町		生 名 村				岩 城 村		魚 島 村										
開発総合センター 施設使用料	弓削開発総合センター使用料				生名島開発総合センター使用料				岩城島開発総合センター使用料				魚島村開発センター使用料				現行のとおりとする。		
	区 分		使 用 料		種別		階	基本使用料		施設名		基本使用料		区 分		使 用 料			
			昼間	夜間				昼間	夜間			昼間	夜間			昼間		夜間	
			8時30分から 17時まで	17時から 22時まで	事 務 室		1	円	円	多目的大ホール		使用2時間 に つ き	円 1,800			8時30分～ 17時まで		17時～ 22時まで	
	展示ホー ル	1時間 につき	円 380	円 480	住 民 相 談 室		1			ス テ ー ジ (控室・放送室を含む。)		使用2時間 に つ き	600	大 会 議 室		1時間 につき		円 1,050	円 480
	談 話 室	1時間 につき	380	480	管 理 人 室		1			健康管理 コーナー		使用2時間 に つ き	600	住 民 相 談 室		1時間 につき		210	480
	産 業 研 修 室	1時間 につき	380	480	浴 室		1			産 業 研 修 室		使用2時間 に つ き	1,200	青壮年会議室		1時間 につき		210	480
	娛 楽 室	1時間 につき	380	480	保 養 室 (和)		1	1,050	1,580	ふれあいの間		使用2時間 に つ き	600	老人婦人 会議室		1時間 につき		210	480
	老 人 室	1時間 につき	380	480	相 談 室 (老 人)		1			文化活動室 (洋室)		使用2時間 に つ き	600	共 同 調 理 室		1時間 につき		530	480
	会 議 室	1時間 につき	380	480	郷 土 資 料 室		1			文化活動室 (好日庵)		使用2時間 に つ き	600	浴 槽		1時間 につき		320	470
調 理 室	1時間 につき	480	480	研 修 室 (和)		2	(20畳使用) 1,050	1,580	冷 暖 房 設 備		各基本料金 の50%加算		五階大ホール		1時間 につき	320	480		
大 集 会 室	1時間 につき	1,580	2,370	娛 楽 室 (和)		2	(10畳使用) 740	1,050	1 入場料又は会費を徴収するものについては、 各基本使用料の5割増とする。				六階 クロッケー場		1時間 につき	1,050	480		
競 全 面	1時間 につき	380	480	研修室(ト-ニング)		2	1,050	1,580	2 ガス使用の場合は、2時間につき200円を徴 収する。				備 室内		1 式		420		
技 1/2 面	1時間 につき	260	320	大 会 議 室		2	2,100	3,150	3 宴会に使用する場合は、ガス使用を含み2時 間につき4,700円（1時間増すごとに2,400円 追加）とする。				品 カラオケ		1 式		530		
備 結 婚 式 場	1 式 1回につき	1,050		図 書 室		2	1,050	1,580	4 備品、器具を持ち出す場合は、2,000円以内 で村長が定める金額を徴収する。						1 式				
1 冷暖房を使用した場合は各所定料金の5割 増とする。				小 会 議 室		2	1,580	2,100	5 村外者については、各基本使用料の5割増と する。				1 冷暖房を使用した場合は、所定料金の5割増 とする。						
2 町外者の使用について各所定料金の3倍の 額を徴収する。				大 ホ ー ル		3	5,250	7,350	6 使用料を免除された場合にも、冷暖房使用 料を徴収する場合がある。				2 村外者の使用については、所定料金の3倍と する。						
3 冠婚葬祭又は宴会等に使用する場合は、上 記使用料のほかに5時間につき5,250円を徴収 する（5時間を超え1時間増すごとに1,050円 を加算する）。				1 基本使用料は、使用時間4時間までとする。 2 追加使用料は、超過時間1時間毎に基本料金 の1時間当たりの額を加算した額 3 冷暖房を使用した場合は、各々4割を加算 4 夜間使用料は、午後6時からとする。 5 村外使用者の場合は、2倍とする。 6 公益（施設利用者の利便）上の観点から自 動販売機を設置する場合は、1基当たり月額 1,000円+電気代実費を使用料として徴収する。															

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現				況				課 題	調 整 内 容																																																																																																																																																																																																									
	弓 削 町				生 名 村						岩 城 村				魚 島 村																																																																																																																																																																																																				
公民館使用料	弓削町公民館使用料				生名公民館施設、設備使用料				岩城村中央公民館施設使用料				魚島村中央公民館施設使用料				現行のとおりとする。																																																																																																																																																																																																		
	<table><tr><td>施設名</td><td>区 分</td><td colspan="2">使 用 料</td></tr><tr><td rowspan="6">弓削町中央公民館</td><td>大会議室</td><td>1時間につき</td><td colspan="2">円 1,580</td></tr><tr><td>調 理 室</td><td>1時間につき</td><td colspan="2">480</td></tr><tr><td>娯 楽 室</td><td>1時間につき</td><td colspan="2">480</td></tr><tr><td>会 議 室</td><td>1時間につき</td><td colspan="2">480</td></tr><tr><td>栄養指導室</td><td>1時間につき</td><td colspan="2">480</td></tr><tr><td>展 示 室</td><td>1時間につき</td><td colspan="2">480</td></tr><tr><td rowspan="3">上弓削公民館</td><td rowspan="2">会 議 室</td><td>1時間につき</td><td>昼間 8時30分から17時まで</td><td>夜間 17時から22時まで</td></tr><tr><td></td><td>380</td><td>480</td></tr><tr><td>大ホール</td><td>1時間につき</td><td>1,260</td><td>1,580</td></tr></table>				施設名	区 分	使 用 料		弓削町中央公民館	大会議室	1時間につき	円 1,580		調 理 室	1時間につき	480		娯 楽 室	1時間につき	480		会 議 室	1時間につき	480		栄養指導室	1時間につき	480		展 示 室	1時間につき	480		上弓削公民館	会 議 室	1時間につき	昼間 8時30分から17時まで	夜間 17時から22時まで		380	480	大ホール	1時間につき	1,260	1,580	<table><tr><td rowspan="2">区 分</td><td>8.30～12.00</td><td>8.30～17.00</td><td>17.00～22.00</td><td>8.30～22.00</td></tr><tr><td>円 530</td><td>円 1,580</td><td>円 1,050</td><td>円 2,100</td></tr><tr><td>大 会 議 室</td><td>円 320</td><td>円 950</td><td>円 630</td><td>円 1,260</td></tr><tr><td>婦 人 学 級 室</td><td>円 420</td><td>円 1,260</td><td>円 840</td><td>円 1,680</td></tr><tr><td>講 義 室</td><td>円 320</td><td>円 950</td><td>円 630</td><td>円 1,260</td></tr><tr><td>娯 楽 室</td><td>円 320</td><td>円 950</td><td>円 630</td><td>円 1,260</td></tr><tr><td>青 年 学 級 室</td><td>円 320</td><td>円 950</td><td>円 630</td><td>円 1,260</td></tr><tr><td>相 談 室</td><td>円 320</td><td>円 950</td><td>円 630</td><td>円 1,260</td></tr><tr><td>小 会 議 室</td><td>円 320</td><td>円 950</td><td>円 630</td><td>円 1,260</td></tr><tr><td>小 会 議 室</td><td>円 320</td><td>円 950</td><td>円 630</td><td>円 1,260</td></tr><tr><td>映 写 設 備</td><td>1回 530</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>拡 声 装 置</td><td>円 530</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>結 婚 式</td><td>2時間 5,250</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				区 分	8.30～12.00	8.30～17.00	17.00～22.00	8.30～22.00	円 530	円 1,580	円 1,050	円 2,100	大 会 議 室	円 320	円 950	円 630	円 1,260	婦 人 学 級 室	円 420	円 1,260	円 840	円 1,680	講 義 室	円 320	円 950	円 630	円 1,260	娯 楽 室	円 320	円 950	円 630	円 1,260	青 年 学 級 室	円 320	円 950	円 630	円 1,260	相 談 室	円 320	円 950	円 630	円 1,260	小 会 議 室	円 320	円 950	円 630	円 1,260	小 会 議 室	円 320	円 950	円 630	円 1,260	映 写 設 備	1回 530				拡 声 装 置	円 530				結 婚 式	2時間 5,250				<table><tr><td rowspan="2">時間</td><td>Am8:30～Am12:00 又は Pm1:00～Pm5:00</td><td>Am8:30～Pm5:00</td><td>Pm5:00～Pm10:00</td><td>Am8:30～Pm10:00</td></tr><tr><td>又は ～</td><td>～</td><td>～</td><td>～</td></tr><tr><td>室名</td><td>円 510</td><td>円 1,030</td><td>円 1,030</td><td>円 2,060</td></tr><tr><td>3 階 会 議 室</td><td>円 300</td><td>円 610</td><td>円 610</td><td>円 1,030</td></tr><tr><td>調 理 室</td><td>円 200</td><td>円 410</td><td>円 410</td><td>円 820</td></tr><tr><td>3 階 和 室</td><td>円 200</td><td>円 410</td><td>円 410</td><td>円 820</td></tr><tr><td>3階小会議室</td><td>円 200</td><td>円 410</td><td>円 410</td><td>円 820</td></tr><tr><td>2 階 和 室</td><td>円 200</td><td>円 410</td><td>円 410</td><td>円 820</td></tr><tr><td>映 写 設 備</td><td>1回につき</td><td colspan="2"></td><td>円 510</td></tr><tr><td>結 婚 式</td><td>2時間につき</td><td colspan="2"></td><td>円 1,030</td></tr></table>				時間	Am8:30～Am12:00 又は Pm1:00～Pm5:00	Am8:30～Pm5:00	Pm5:00～Pm10:00	Am8:30～Pm10:00	又は ～	～	～	～	室名	円 510	円 1,030	円 1,030	円 2,060	3 階 会 議 室	円 300	円 610	円 610	円 1,030	調 理 室	円 200	円 410	円 410	円 820	3 階 和 室	円 200	円 410	円 410	円 820	3階小会議室	円 200	円 410	円 410	円 820	2 階 和 室	円 200	円 410	円 410	円 820	映 写 設 備	1回につき			円 510	結 婚 式	2時間につき			円 1,030	<table><tr><td rowspan="2">区 分</td><td colspan="2">使 用 料</td></tr><tr><td>昼間 8時30分～17時まで</td><td>夜間 17時～22時まで</td></tr><tr><td>大 会 議 室</td><td>円 1,050</td><td>円 480</td></tr><tr><td>住 民 相 談 室</td><td>円 210</td><td>円 480</td></tr><tr><td>青壮年会議室</td><td>円 210</td><td>円 480</td></tr><tr><td>老人婦人会議室</td><td>円 210</td><td>円 480</td></tr><tr><td>共 同 調 理 室</td><td>円 530</td><td>円 480</td></tr><tr><td>浴 槽</td><td>円 320</td><td>円 470</td></tr><tr><td>五階大ホール</td><td>円 320</td><td>円 480</td></tr><tr><td>六階クローカー場</td><td>円 1,050</td><td>円 480</td></tr><tr><td rowspan="2">備 品</td><td>室内 1式 1回につき</td><td colspan="2">円 420</td></tr><tr><td>カラオケ 1式 1回につき</td><td colspan="2">円 530</td></tr></table>				区 分	使 用 料		昼間 8時30分～17時まで	夜間 17時～22時まで	大 会 議 室	円 1,050	円 480	住 民 相 談 室	円 210	円 480	青壮年会議室	円 210	円 480	老人婦人会議室	円 210	円 480	共 同 調 理 室	円 530	円 480	浴 槽	円 320	円 470	五階大ホール	円 320	円 480	六階クローカー場	円 1,050	円 480	備 品	室内 1式 1回につき	円 420		カラオケ 1式 1回につき	円 530		1 冷暖房を使用した場合は、所定料金の5割増とする。 2 村外者の使用については、所定料金の3倍とする。 魚島村開発センターを公民館として使用 高井神公民館施設使用料 ○ 高井神公民館については、使用料徴収規定なし				
	施設名	区 分	使 用 料																																																																																																																																																																																																																
	弓削町中央公民館	大会議室	1時間につき	円 1,580																																																																																																																																																																																																															
		調 理 室	1時間につき	480																																																																																																																																																																																																															
		娯 楽 室	1時間につき	480																																																																																																																																																																																																															
		会 議 室	1時間につき	480																																																																																																																																																																																																															
		栄養指導室	1時間につき	480																																																																																																																																																																																																															
		展 示 室	1時間につき	480																																																																																																																																																																																																															
	上弓削公民館	会 議 室	1時間につき	昼間 8時30分から17時まで	夜間 17時から22時まで																																																																																																																																																																																																														
			380	480																																																																																																																																																																																																															
大ホール		1時間につき	1,260	1,580																																																																																																																																																																																																															
区 分	8.30～12.00	8.30～17.00	17.00～22.00	8.30～22.00																																																																																																																																																																																																															
	円 530	円 1,580	円 1,050	円 2,100																																																																																																																																																																																																															
大 会 議 室	円 320	円 950	円 630	円 1,260																																																																																																																																																																																																															
婦 人 学 級 室	円 420	円 1,260	円 840	円 1,680																																																																																																																																																																																																															
講 義 室	円 320	円 950	円 630	円 1,260																																																																																																																																																																																																															
娯 楽 室	円 320	円 950	円 630	円 1,260																																																																																																																																																																																																															
青 年 学 級 室	円 320	円 950	円 630	円 1,260																																																																																																																																																																																																															
相 談 室	円 320	円 950	円 630	円 1,260																																																																																																																																																																																																															
小 会 議 室	円 320	円 950	円 630	円 1,260																																																																																																																																																																																																															
小 会 議 室	円 320	円 950	円 630	円 1,260																																																																																																																																																																																																															
映 写 設 備	1回 530																																																																																																																																																																																																																		
拡 声 装 置	円 530																																																																																																																																																																																																																		
結 婚 式	2時間 5,250																																																																																																																																																																																																																		
時間	Am8:30～Am12:00 又は Pm1:00～Pm5:00	Am8:30～Pm5:00	Pm5:00～Pm10:00	Am8:30～Pm10:00																																																																																																																																																																																																															
	又は ～	～	～	～																																																																																																																																																																																																															
室名	円 510	円 1,030	円 1,030	円 2,060																																																																																																																																																																																																															
3 階 会 議 室	円 300	円 610	円 610	円 1,030																																																																																																																																																																																																															
調 理 室	円 200	円 410	円 410	円 820																																																																																																																																																																																																															
3 階 和 室	円 200	円 410	円 410	円 820																																																																																																																																																																																																															
3階小会議室	円 200	円 410	円 410	円 820																																																																																																																																																																																																															
2 階 和 室	円 200	円 410	円 410	円 820																																																																																																																																																																																																															
映 写 設 備	1回につき			円 510																																																																																																																																																																																																															
結 婚 式	2時間につき			円 1,030																																																																																																																																																																																																															
区 分	使 用 料																																																																																																																																																																																																																		
	昼間 8時30分～17時まで	夜間 17時～22時まで																																																																																																																																																																																																																	
大 会 議 室	円 1,050	円 480																																																																																																																																																																																																																	
住 民 相 談 室	円 210	円 480																																																																																																																																																																																																																	
青壮年会議室	円 210	円 480																																																																																																																																																																																																																	
老人婦人会議室	円 210	円 480																																																																																																																																																																																																																	
共 同 調 理 室	円 530	円 480																																																																																																																																																																																																																	
浴 槽	円 320	円 470																																																																																																																																																																																																																	
五階大ホール	円 320	円 480																																																																																																																																																																																																																	
六階クローカー場	円 1,050	円 480																																																																																																																																																																																																																	
備 品	室内 1式 1回につき	円 420																																																																																																																																																																																																																	
	カラオケ 1式 1回につき	円 530																																																																																																																																																																																																																	
生活文化センター施設使用料									岩城村生活文化センター施設使用料								現行のとおりとする。																																																																																																																																																																																																		
									<table><tr><td>施設名</td><td>基本使用料</td></tr><tr><td>大集会場(ホール)</td><td>使用2時間につき 円 1,400</td></tr><tr><td>ステージ (控室・放送室を含む)</td><td>円 600</td></tr><tr><td>婦 人 学 習 室</td><td>円 1,200</td></tr><tr><td>青 年 学 習 室</td><td>円 600</td></tr><tr><td>老 人 憩 い の 室</td><td>円 600</td></tr><tr><td>小 会 議 室</td><td>円 600</td></tr><tr><td>結 婚 式 場</td><td>使用1回につき 円 3,500</td></tr><tr><td>図 書 室</td><td>閲覧・観覧 無料</td></tr><tr><td>郷 土 資 料 室</td><td>円 〃</td></tr><tr><td>冷 暖 房 設 備</td><td>各基本使用料 の50%加算</td></tr></table>				施設名	基本使用料	大集会場(ホール)	使用2時間につき 円 1,400		ステージ (控室・放送室を含む)	円 600	婦 人 学 習 室	円 1,200	青 年 学 習 室	円 600	老 人 憩 い の 室	円 600	小 会 議 室	円 600	結 婚 式 場	使用1回につき 円 3,500	図 書 室	閲覧・観覧 無料	郷 土 資 料 室	円 〃	冷 暖 房 設 備	各基本使用料 の50%加算	1 入場料又は会費を徴収するものについては、各基本使用料の5割増とする。 2 ガス使用の場合は、2時間につき200円を徴収する。 3 宴会に使用の場合は、ガス使用を含み2時間につき5,900円（1時間増すごとに2,900円追加）とする。																																																																																																																																																																															
	施設名	基本使用料																																																																																																																																																																																																																	
	大集会場(ホール)	使用2時間につき 円 1,400																																																																																																																																																																																																																	
	ステージ (控室・放送室を含む)	円 600																																																																																																																																																																																																																	
	婦 人 学 習 室	円 1,200																																																																																																																																																																																																																	
	青 年 学 習 室	円 600																																																																																																																																																																																																																	
	老 人 憩 い の 室	円 600																																																																																																																																																																																																																	
	小 会 議 室	円 600																																																																																																																																																																																																																	
	結 婚 式 場	使用1回につき 円 3,500																																																																																																																																																																																																																	
図 書 室	閲覧・観覧 無料																																																																																																																																																																																																																		
郷 土 資 料 室	円 〃																																																																																																																																																																																																																		
冷 暖 房 設 備	各基本使用料 の50%加算																																																																																																																																																																																																																		

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村		
			4 結婚式、披露宴に使用する場合は、結婚式場、老人憩いの室、婦人学習室、大集会場、ステージ及びガス使用を含み1回につき23,200円とする。 5 備品、器具を持ち出す場合は、2,000円以内で教育委員会が定める金額を徴収する。 6 村外者については、各基本使用料の5割増とする。 7 使用料を免除された場合にも、冷暖房使用料を徴収する場合がある。			
郷土館使用料			岩城郷土館使用料 ○ 免除			現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																																																																																																																																																																																																									
	弓 削 町		生 名 村				岩 城 村		魚 島 村																																																																																																																																																																																																						
小学校屋内運動場使用料	<table><tr><th colspan="4">弓削町小学校屋内運動場使用料</th></tr><tr><th>施設区分</th><th>単位</th><th colspan="2">使 用 料</th></tr><tr><td>弓 削 小 学 校</td><td>1時間につき</td><td colspan="2">630円</td></tr><tr><td rowspan="2">佐 島 小 学 校</td><td rowspan="2">1時間につき</td><td>昼 間</td><td>夜 間</td></tr><tr><td>8時30分から17時まで</td><td>17時から22時まで</td></tr><tr><td></td><td></td><td>500円</td><td>630円</td></tr></table>				弓削町小学校屋内運動場使用料				施設区分	単位	使 用 料		弓 削 小 学 校	1時間につき	630円		佐 島 小 学 校	1時間につき	昼 間	夜 間	8時30分から17時まで	17時から22時まで			500円	630円	<table><tr><th colspan="4">生名小学校屋内運動場使用料</th></tr><tr><th rowspan="2">施設区分</th><th rowspan="2">単 位</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th>昼間</th><th>夜間</th></tr><tr><td>生名小学校 屋内運動場</td><td>1時間につき</td><td>円 460</td><td>円 660</td></tr></table>				生名小学校屋内運動場使用料				施設区分	単 位	使用料		昼間	夜間	生名小学校 屋内運動場	1時間につき	円 460	円 660									現行のとおりとする。																																																																																																																																																										
弓削町小学校屋内運動場使用料																																																																																																																																																																																																															
施設区分	単位	使 用 料																																																																																																																																																																																																													
弓 削 小 学 校	1時間につき	630円																																																																																																																																																																																																													
佐 島 小 学 校	1時間につき	昼 間	夜 間																																																																																																																																																																																																												
		8時30分から17時まで	17時から22時まで																																																																																																																																																																																																												
		500円	630円																																																																																																																																																																																																												
生名小学校屋内運動場使用料																																																																																																																																																																																																															
施設区分	単 位	使用料																																																																																																																																																																																																													
		昼間	夜間																																																																																																																																																																																																												
生名小学校 屋内運動場	1時間につき	円 460	円 660																																																																																																																																																																																																												
社会体育施設関係使用料	<table><tr><th colspan="4">弓削町社会体育施設使用料</th></tr><tr><th>施設区分</th><th>単位</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><td>弓削小学校 夜間照明</td><td>1時間につき</td><td colspan="2">円 630</td></tr><tr><td>佐島小学校 夜間照明</td><td>1時間につき</td><td colspan="2">320</td></tr><tr><td>弓削商船夜間 照明(野球)</td><td>1時間につき</td><td colspan="2">1,260</td></tr><tr><td>弓削商船夜間 照明(ソフト)</td><td>1時間につき</td><td colspan="2">950</td></tr><tr><td>佐島農村運動公園 テニスコート 1面</td><td>1時間につき</td><td colspan="2">110</td></tr><tr><td>佐島農村運動公園 ゲートボール場 1面</td><td>1時間につき</td><td colspan="2">110</td></tr><tr><td rowspan="5">弓削町民 体育館</td><td>競技場 全面</td><td>1時間につき</td><td>950</td></tr><tr><td>競技場1/2面</td><td>1時間につき</td><td>630</td></tr><tr><td>卓 球 場</td><td>1時間につき</td><td>320</td></tr><tr><td>柔 道 場</td><td>1時間につき</td><td>320</td></tr><tr><td>トレーニング室</td><td></td><td colspan="2">無料</td></tr><tr><td rowspan="2">ス テ ー ジ</td><td rowspan="2">1時間につき</td><td colspan="2">630</td></tr><tr><td colspan="2"></td></tr><tr><td>中崎テニス コート 1面</td><td>1時間につき</td><td>昼間 210</td><td>夜間照明 630</td></tr><tr><td>中崎ゲート ボール場 1面</td><td>1時間につき</td><td>110</td><td>310</td></tr><tr><td>弓削町営 テニスコート</td><td>1時間につき</td><td>110</td><td>320</td></tr></table> 注 町外者の使用については、上記の2倍の使用料を徴収する。				弓削町社会体育施設使用料				施設区分	単位	使用料		弓削小学校 夜間照明	1時間につき	円 630		佐島小学校 夜間照明	1時間につき	320		弓削商船夜間 照明(野球)	1時間につき	1,260		弓削商船夜間 照明(ソフト)	1時間につき	950		佐島農村運動公園 テニスコート 1面	1時間につき	110		佐島農村運動公園 ゲートボール場 1面	1時間につき	110		弓削町民 体育館	競技場 全面	1時間につき	950	競技場1/2面	1時間につき	630	卓 球 場	1時間につき	320	柔 道 場	1時間につき	320	トレーニング室		無料		ス テ ー ジ	1時間につき	630				中崎テニス コート 1面	1時間につき	昼間 210	夜間照明 630	中崎ゲート ボール場 1面	1時間につき	110	310	弓削町営 テニスコート	1時間につき	110	320	<table><tr><th colspan="4">生名村社会体育施設使用料</th></tr><tr><th rowspan="2">施設区分</th><th rowspan="2">使用者区分</th><th rowspan="2">使用時間</th><th colspan="3">使用者区分</th></tr><tr><th>職業</th><th>一般</th><th>学生</th></tr><tr><td rowspan="2">野 球 場</td><td>入場料を徴収するもの</td><td>1時間単位</td><td>円 10,390</td><td>円 2,510</td><td>円 1,240</td></tr><tr><td>入場料を徴収しないもの</td><td>1時間単位</td><td>2,510</td><td>1,020</td><td>510</td></tr><tr><td rowspan="2">陸 上 競 技 場</td><td>入場料を徴収するもの</td><td>1時間単位</td><td>1,510</td><td>1,240</td><td>1,030</td></tr><tr><td>入場料を徴収しないもの</td><td>1時間単位</td><td>1,020</td><td>750</td><td>240</td></tr><tr><td rowspan="2">夜間照明</td><td>入場料を徴収するもの</td><td>1時間単位</td><td></td><td>1,000</td><td>510</td></tr><tr><td>入場料を徴収しないもの</td><td>1時間単位</td><td></td><td>240</td><td>240</td></tr><tr><td rowspan="2">テ 立 ス コ ー ト</td><td>入場料を徴収するもの</td><td>1コート 1時間</td><td>2,240</td><td>1,220</td><td>1,220</td></tr><tr><td>入場料を徴収しないもの</td><td>1コート 1時間</td><td>1,220</td><td>510</td><td>410</td></tr></table> (注) 1 準備、設営、仮設整理のため、当該施設を他人が使用できないときは、その時間も使用時間として算定する。 2 単位時間を越えるときは、さらに1単位時間を加算する。 3 団体、チーム許可は、1プレー人数参加しなければ点灯してはいけない。 4 村外使用者は、上記の3倍の使用料を徴収す				生名村社会体育施設使用料				施設区分	使用者区分	使用時間	使用者区分			職業	一般	学生	野 球 場	入場料を徴収するもの	1時間単位	円 10,390	円 2,510	円 1,240	入場料を徴収しないもの	1時間単位	2,510	1,020	510	陸 上 競 技 場	入場料を徴収するもの	1時間単位	1,510	1,240	1,030	入場料を徴収しないもの	1時間単位	1,020	750	240	夜間照明	入場料を徴収するもの	1時間単位		1,000	510	入場料を徴収しないもの	1時間単位		240	240	テ 立 ス コ ー ト	入場料を徴収するもの	1コート 1時間	2,240	1,220	1,220	入場料を徴収しないもの	1コート 1時間	1,220	510	410	<table><tr><th colspan="5">岩城村総合運動場施設使用料</th></tr><tr><th rowspan="2">施設区分</th><th rowspan="2">使用時間</th><th colspan="2">使用料金</th><th rowspan="2">摘要</th></tr><tr><th>村内</th><th>村外</th></tr><tr><td>野 球 場</td><td rowspan="5">3時間単位</td><td>円 1,000</td><td>円 2,000</td><td></td></tr><tr><td>テ ニ ス 場</td><td>500</td><td>1,000</td><td></td></tr><tr><td>体 競 技 場</td><td>1,800</td><td>4,200</td><td></td></tr><tr><td>育 二 階 卓 球 場</td><td>500</td><td>1,000</td><td></td></tr><tr><td>館 二 階 和 室</td><td>500</td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">運 動 広 場</td><td>間</td><td></td><td></td><td rowspan="2">村外テナント設営については、一張につき二〇〇円を徴収する。</td></tr><tr><td>単 位</td><td>500</td><td>1,000</td></tr></table> 1 準備・設営・仮設整理のため、当該施設を使用できないときは、その期間も使用時間として算定する。 2 単位時間を越えるときは、更に1単位時間を加算する。 3 野球場・テニス場・体育館とも競技備品の使用を含む。ただし、野球場・テニス場の照明施設を使用する場合は、村民に限り使用料を免除する。 ○ プール使用料(入場料) <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">種 別</th><th colspan="2">使用料(入場料)</th></tr><tr><th>中学生以下</th><th>一 般</th></tr><tr><td rowspan="2">個 人</td><td>普 通 券</td><td>1人 円 100</td><td>1人 円 200</td></tr><tr><td>回 数 券</td><td>1人 円 1,000 1冊 (11枚綴り)</td><td>1人 円 2,000 1冊 (12枚綴り)</td></tr><tr><td rowspan="4"></td><td>30人以上</td><td>普通料金の1割引</td><td>普通料金の1割引</td></tr><tr><td>50人以上</td><td>普通料金の2割引</td><td>普通料金の2割引</td></tr><tr><td>100人以上</td><td>普通料金の3割引</td><td>普通料金の3割引</td></tr><tr><td>教育委員会の認めるもので30人以上</td><td>普通料金の5割引</td><td>普通料金の5割引</td></tr></table> 1 プールは、毎年7月1日から8月31日までの間、午前9時より午後6時まで開設する。ただし、管理上支障のある場合、また、教育委員会が特				岩城村総合運動場施設使用料					施設区分	使用時間	使用料金		摘要	村内	村外	野 球 場	3時間単位	円 1,000	円 2,000		テ ニ ス 場	500	1,000		体 競 技 場	1,800	4,200		育 二 階 卓 球 場	500	1,000		館 二 階 和 室	500			運 動 広 場	間			村外テナント設営については、一張につき二〇〇円を徴収する。	単 位	500	1,000	区分	種 別	使用料(入場料)		中学生以下	一 般	個 人	普 通 券	1人 円 100	1人 円 200	回 数 券	1人 円 1,000 1冊 (11枚綴り)	1人 円 2,000 1冊 (12枚綴り)		30人以上	普通料金の1割引	普通料金の1割引	50人以上	普通料金の2割引	普通料金の2割引	100人以上	普通料金の3割引	普通料金の3割引	教育委員会の認めるもので30人以上	普通料金の5割引	普通料金の5割引	現行のとおりとする。			
弓削町社会体育施設使用料																																																																																																																																																																																																															
施設区分	単位	使用料																																																																																																																																																																																																													
弓削小学校 夜間照明	1時間につき	円 630																																																																																																																																																																																																													
佐島小学校 夜間照明	1時間につき	320																																																																																																																																																																																																													
弓削商船夜間 照明(野球)	1時間につき	1,260																																																																																																																																																																																																													
弓削商船夜間 照明(ソフト)	1時間につき	950																																																																																																																																																																																																													
佐島農村運動公園 テニスコート 1面	1時間につき	110																																																																																																																																																																																																													
佐島農村運動公園 ゲートボール場 1面	1時間につき	110																																																																																																																																																																																																													
弓削町民 体育館	競技場 全面	1時間につき	950																																																																																																																																																																																																												
	競技場1/2面	1時間につき	630																																																																																																																																																																																																												
	卓 球 場	1時間につき	320																																																																																																																																																																																																												
	柔 道 場	1時間につき	320																																																																																																																																																																																																												
	トレーニング室		無料																																																																																																																																																																																																												
ス テ ー ジ	1時間につき	630																																																																																																																																																																																																													
中崎テニス コート 1面	1時間につき	昼間 210	夜間照明 630																																																																																																																																																																																																												
中崎ゲート ボール場 1面	1時間につき	110	310																																																																																																																																																																																																												
弓削町営 テニスコート	1時間につき	110	320																																																																																																																																																																																																												
生名村社会体育施設使用料																																																																																																																																																																																																															
施設区分	使用者区分	使用時間	使用者区分																																																																																																																																																																																																												
			職業	一般	学生																																																																																																																																																																																																										
野 球 場	入場料を徴収するもの	1時間単位	円 10,390	円 2,510	円 1,240																																																																																																																																																																																																										
	入場料を徴収しないもの	1時間単位	2,510	1,020	510																																																																																																																																																																																																										
陸 上 競 技 場	入場料を徴収するもの	1時間単位	1,510	1,240	1,030																																																																																																																																																																																																										
	入場料を徴収しないもの	1時間単位	1,020	750	240																																																																																																																																																																																																										
夜間照明	入場料を徴収するもの	1時間単位		1,000	510																																																																																																																																																																																																										
	入場料を徴収しないもの	1時間単位		240	240																																																																																																																																																																																																										
テ 立 ス コ ー ト	入場料を徴収するもの	1コート 1時間	2,240	1,220	1,220																																																																																																																																																																																																										
	入場料を徴収しないもの	1コート 1時間	1,220	510	410																																																																																																																																																																																																										
岩城村総合運動場施設使用料																																																																																																																																																																																																															
施設区分	使用時間	使用料金		摘要																																																																																																																																																																																																											
		村内	村外																																																																																																																																																																																																												
野 球 場	3時間単位	円 1,000	円 2,000																																																																																																																																																																																																												
テ ニ ス 場		500	1,000																																																																																																																																																																																																												
体 競 技 場		1,800	4,200																																																																																																																																																																																																												
育 二 階 卓 球 場		500	1,000																																																																																																																																																																																																												
館 二 階 和 室		500																																																																																																																																																																																																													
運 動 広 場	間			村外テナント設営については、一張につき二〇〇円を徴収する。																																																																																																																																																																																																											
	単 位	500	1,000																																																																																																																																																																																																												
区分	種 別	使用料(入場料)																																																																																																																																																																																																													
		中学生以下	一 般																																																																																																																																																																																																												
個 人	普 通 券	1人 円 100	1人 円 200																																																																																																																																																																																																												
	回 数 券	1人 円 1,000 1冊 (11枚綴り)	1人 円 2,000 1冊 (12枚綴り)																																																																																																																																																																																																												
	30人以上	普通料金の1割引	普通料金の1割引																																																																																																																																																																																																												
	50人以上	普通料金の2割引	普通料金の2割引																																																																																																																																																																																																												
	100人以上	普通料金の3割引	普通料金の3割引																																																																																																																																																																																																												
	教育委員会の認めるもので30人以上	普通料金の5割引	普通料金の5割引																																																																																																																																																																																																												

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																																																																																							
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																																																																																									
		る。 5 公益（施設利用者の利便）上の観点から自動販売機を設置する場合は、1基当たり月額1,000円+電気代実費を使用料として徴収する。 生名村民体育館使用料 (1) 体育館使用料 <table><tr><th colspan="2">区分</th><th colspan="2">使用時間</th><th>9時から22時まで</th><th>一般、個人の料金</th></tr><tr><td rowspan="10">主 場</td><td rowspan="6">スポーツに使用する場合</td><td rowspan="2">アマチュア</td><td>入場料を徴収しない場合</td><td>一般、学生 1人 2時間以内に付き 530円 追加1時間以内に付き 320円</td><td rowspan="6">使用時間帯にスポーツを目的とした個人練習の使用に限り（限定2時間）</td></tr><tr><td>入場料を徴収する場合</td><td>一般、学生 1人 2時間以内に付き 1,260円 追加1時間以内に付き 1,050円</td></tr><tr><td rowspan="2">職業</td><td>入場料を徴収しない場合</td><td>2時間以内に付き 1,260円 追加1時間以内に付き 1,050円</td><td rowspan="2">円 回数券 11枚 530円</td></tr><tr><td>入場料を徴収する場合</td><td>2時間以内に付き 2,520円 追加1時間以内に付き 2,100円</td></tr><tr><td rowspan="2">スポーツ以外に使用する場合</td><td>営利を目的とする場合</td><td>2時間以内に付き 5,040円 追加1時間以内に付き 4,200円</td><td rowspan="2">円 回数券 11枚 530円</td></tr><tr><td>入場料を徴収しない場合</td><td>2時間以内に付き 1,260円 追加1時間以内に付き 1,050円</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>入場料を徴収する場合</td><td>2時間以内に付き 2,520円 追加1時間以内に付き 2,100円</td><td rowspan="2">円 回数券 11枚 530円</td></tr><tr><td>競技場の2分の1未満の部分を使用する場合</td><td>全面使用の使用料の2分の1に相当する額</td></tr><tr><td colspan="2">会 議 室</td><td colspan="2">2時間以内に付き 100円 追加1時間以内に付き 50円 電灯使用料1時間に付き 50円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">トレーニング室</td><td>普通</td><td colspan="2">一般 学生 1人 1回(2時間限り) 50円 回数券11枚 530円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td>定期</td><td colspan="2">一般 学生 1人 1ヶ月(1日2時間限り) 730円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">卓球場使用料</td><td>一般、学生</td><td colspan="2">卓球台1台に付き 2時間以内 210円 追加1時間以内に付き 150円 ラケット、ボールを除く。</td><td></td></tr><tr><td colspan="2" rowspan="3">柔道場使用料</td><td rowspan="3">一般、学生</td><td colspan="2">1人1回(2時間限り) 50円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">定期1人1ヵ月1日(2時間限り) 730円 回数券11枚 530円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">中学生以下 1人1回(2時間限り) 30円</td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td rowspan="2">中学生以下</td><td colspan="2">定期1人1ヵ月1日(2時間限り) 530円 回数券11枚 320円</td><td></td></tr></table>	区分		使用時間		9時から22時まで	一般、個人の料金	主 場	スポーツに使用する場合	アマチュア	入場料を徴収しない場合	一般、学生 1人 2時間以内に付き 530円 追加1時間以内に付き 320円	使用時間帯にスポーツを目的とした個人練習の使用に限り（限定2時間）	入場料を徴収する場合	一般、学生 1人 2時間以内に付き 1,260円 追加1時間以内に付き 1,050円	職業	入場料を徴収しない場合	2時間以内に付き 1,260円 追加1時間以内に付き 1,050円	円 回数券 11枚 530円	入場料を徴収する場合	2時間以内に付き 2,520円 追加1時間以内に付き 2,100円	スポーツ以外に使用する場合	営利を目的とする場合	2時間以内に付き 5,040円 追加1時間以内に付き 4,200円	円 回数券 11枚 530円	入場料を徴収しない場合	2時間以内に付き 1,260円 追加1時間以内に付き 1,050円		入場料を徴収する場合	2時間以内に付き 2,520円 追加1時間以内に付き 2,100円	円 回数券 11枚 530円	競技場の2分の1未満の部分を使用する場合	全面使用の使用料の2分の1に相当する額	会 議 室		2時間以内に付き 100円 追加1時間以内に付き 50円 電灯使用料1時間に付き 50円			トレーニング室		普通	一般 学生 1人 1回(2時間限り) 50円 回数券11枚 530円					定期	一般 学生 1人 1ヶ月(1日2時間限り) 730円			卓球場使用料		一般、学生	卓球台1台に付き 2時間以内 210円 追加1時間以内に付き 150円 ラケット、ボールを除く。			柔道場使用料		一般、学生	1人1回(2時間限り) 50円			定期1人1ヵ月1日(2時間限り) 730円 回数券11枚 530円			中学生以下 1人1回(2時間限り) 30円					中学生以下	定期1人1ヵ月1日(2時間限り) 530円 回数券11枚 320円			に認めた場合は、この限りでない。 岩城村夜間体育照明施設使用料 <table><tr><th>施設名</th><th>区 分</th><th>使用料 3時間につき</th></tr><tr><td rowspan="6">夜間体育照明施設</td><td rowspan="3">岩城小学校グラウンド</td><td>円</td></tr><tr><td>1,900</td></tr><tr><td>1,000</td></tr><tr><td rowspan="3">岩城中学校テニสนาม</td><td>500</td></tr><tr><td>1,200</td></tr><tr><td>1,900</td></tr><tr><td>運動場</td><td>北 集 会 所</td><td>600</td></tr></table> (注) 村外者の使用については、各所定料金の5割増とする。	施設名	区 分	使用料 3時間につき	夜間体育照明施設	岩城小学校グラウンド	円	1,900	1,000	岩城中学校テニสนาม	500	1,200	1,900	運動場	北 集 会 所	600		
区分		使用時間		9時から22時まで	一般、個人の料金																																																																																								
主 場	スポーツに使用する場合	アマチュア	入場料を徴収しない場合	一般、学生 1人 2時間以内に付き 530円 追加1時間以内に付き 320円	使用時間帯にスポーツを目的とした個人練習の使用に限り（限定2時間）																																																																																								
			入場料を徴収する場合	一般、学生 1人 2時間以内に付き 1,260円 追加1時間以内に付き 1,050円																																																																																									
		職業	入場料を徴収しない場合	2時間以内に付き 1,260円 追加1時間以内に付き 1,050円		円 回数券 11枚 530円																																																																																							
			入場料を徴収する場合	2時間以内に付き 2,520円 追加1時間以内に付き 2,100円																																																																																									
		スポーツ以外に使用する場合	営利を目的とする場合	2時間以内に付き 5,040円 追加1時間以内に付き 4,200円		円 回数券 11枚 530円																																																																																							
			入場料を徴収しない場合	2時間以内に付き 1,260円 追加1時間以内に付き 1,050円																																																																																									
		入場料を徴収する場合	2時間以内に付き 2,520円 追加1時間以内に付き 2,100円	円 回数券 11枚 530円																																																																																									
		競技場の2分の1未満の部分を使用する場合	全面使用の使用料の2分の1に相当する額																																																																																										
	会 議 室		2時間以内に付き 100円 追加1時間以内に付き 50円 電灯使用料1時間に付き 50円																																																																																										
	トレーニング室		普通	一般 学生 1人 1回(2時間限り) 50円 回数券11枚 530円																																																																																									
		定期	一般 学生 1人 1ヶ月(1日2時間限り) 730円																																																																																										
卓球場使用料		一般、学生	卓球台1台に付き 2時間以内 210円 追加1時間以内に付き 150円 ラケット、ボールを除く。																																																																																										
柔道場使用料		一般、学生	1人1回(2時間限り) 50円																																																																																										
			定期1人1ヵ月1日(2時間限り) 730円 回数券11枚 530円																																																																																										
			中学生以下 1人1回(2時間限り) 30円																																																																																										
		中学生以下	定期1人1ヵ月1日(2時間限り) 530円 回数券11枚 320円																																																																																										
施設名	区 分		使用料 3時間につき																																																																																										
夜間体育照明施設	岩城小学校グラウンド	円																																																																																											
		1,900																																																																																											
		1,000																																																																																											
	岩城中学校テニสนาม	500																																																																																											
		1,200																																																																																											
		1,900																																																																																											
運動場	北 集 会 所	600																																																																																											

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況					課 題	調 整 内 容																																															
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																																																		
		(2) 器具使用料<table><tr><th>器具 の 名称</th><th>数 量</th><th>区 分</th><th>入場料を 徴収しな い場合</th><th>入場料を 徴収する 場 合</th><th>営利を 目的と する場合</th></tr><tr><td>照明器具</td><td>1 灯</td><td>1 時間 に つき</td><td>競技場 30円 卓、柔 20円</td><td>競技場 70円 卓、柔 40円</td><td>競技場 150円 卓、柔 90円</td></tr><tr><td>体育 部品 使用料</td><td>1 式</td><td>1種目 1 回 につき</td><td>円 210</td><td>円 530</td><td>円 1,580</td></tr><tr><td>放送設備</td><td>1 式</td><td>1回 に つき</td><td>530</td><td>2,100</td><td>5,250</td></tr><tr><td>フロ アー シート</td><td>1 枚</td><td>1回 に つき</td><td>320</td><td>1,260</td><td>3,150</td></tr><tr><td>ステージ</td><td>1 式</td><td>1回 に つき</td><td>530</td><td>2,100</td><td>5,250</td></tr><tr><td>長 机</td><td>1 脚</td><td>1回 に つき</td><td>30</td><td>120</td><td>320</td></tr><tr><td>椅 子</td><td>1 脚</td><td>1回 に つき</td><td>10</td><td>20</td><td>50</td></tr></table> 付記 1 使用時間とは、実際に使用する時間のほか、その準備及び原状に回復するために要する時間を含む。 2 許可した使用時間を越えて使用した場合は、1時間(1時間に満たないときは1時間とする。)につき、当該許可した使用時間区分における所定の使用料の150パーセント相当額を徴収する。 3 入場料などを徴収するときは、入場料、観覧料、寄付、優待券、資金募集その他各自のいかんを問わず入場について直接、間接に金銭を徴する場合をいう。 4 村外使用者などは上記の3倍の使用料を徴収する。 5 公益（施設利用者の利便）上の観点から自動販売機を設置する場合は、1基当たり月額1,000円+電気代実費を使用料として徴収する。	器具 の 名称	数 量	区 分	入場料を 徴収しな い場合	入場料を 徴収する 場 合	営利を 目的と する場合	照明器具	1 灯	1 時間 に つき	競技場 30円 卓、柔 20円	競技場 70円 卓、柔 40円	競技場 150円 卓、柔 90円	体育 部品 使用料	1 式	1種目 1 回 につき	円 210	円 530	円 1,580	放送設備	1 式	1回 に つき	530	2,100	5,250	フロ アー シート	1 枚	1回 に つき	320	1,260	3,150	ステージ	1 式	1回 に つき	530	2,100	5,250	長 机	1 脚	1回 に つき	30	120	320	椅 子	1 脚	1回 に つき	10	20	50				
器具 の 名称	数 量	区 分	入場料を 徴収しな い場合	入場料を 徴収する 場 合	営利を 目的と する場合																																																	
照明器具	1 灯	1 時間 に つき	競技場 30円 卓、柔 20円	競技場 70円 卓、柔 40円	競技場 150円 卓、柔 90円																																																	
体育 部品 使用料	1 式	1種目 1 回 につき	円 210	円 530	円 1,580																																																	
放送設備	1 式	1回 に つき	530	2,100	5,250																																																	
フロ アー シート	1 枚	1回 に つき	320	1,260	3,150																																																	
ステージ	1 式	1回 に つき	530	2,100	5,250																																																	
長 机	1 脚	1回 に つき	30	120	320																																																	
椅 子	1 脚	1回 に つき	10	20	50																																																	

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																																																															
	弓 削 町		生 名 村				岩 城 村		魚 島 村																																																												
コミュニティ施設等使用料	豊島コミュニティセンター使用料				魚島観光センター使用料				使用料に差異	当面は現行のとおりとする。																																																											
	(1) 宿泊利用料				(1) サウンド波間田																																																																
	<table><tr><th rowspan="2">利用料区分 利用者区分</th><th rowspan="2">宿泊料</th><th colspan="3">食 事 料</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>夕食</th><th>朝食</th><th>計</th></tr><tr><td>大 人</td><td>円 3,000</td><td>円 1,500</td><td>円 800</td><td>円 2,300</td><td>円 5,300</td></tr><tr><td>小学生</td><td>2,500</td><td>1,500</td><td>800</td><td>2,300</td><td>4,800</td></tr><tr><td>幼 児 (3歳以上)</td><td>1,200</td><td colspan="3">実 費</td><td>実費</td></tr><tr><td>幼 児 (3歳未満)</td><td>無料</td><td colspan="3">実 費</td><td>実費</td></tr></table>				利用料区分 利用者区分	宿泊料	食 事 料				合計	夕食	朝食	計	大 人	円 3,000	円 1,500	円 800	円 2,300	円 5,300	小学生	2,500	1,500	800	2,300	4,800	幼 児 (3歳以上)	1,200	実 費			実費	幼 児 (3歳未満)	無料	実 費			実費	<table><tr><th>施設等の種類</th><th>区分</th><th>使用料</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>野外ステージ</td><td></td><td>500円/時</td><td>スクリーンを使用の場合は、5,000円を追加する。</td></tr><tr><td>研 修 室</td><td></td><td>500円/時</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">多目的広場</td><td>・ 1,000円/1 ・ テント・1昼夜</td><td>1昼夜とは午後5時から翌日の午後5時まで</td><td></td></tr><tr><td>・ 無 料</td><td></td><td>ただし、商品販売や入場料を徴収する場合等は、有料とする。</td></tr><tr><td>温水シャワー</td><td></td><td>100円/回</td><td></td></tr></table>				施設等の種類	区分	使用料	摘 要	野外ステージ		500円/時	スクリーンを使用の場合は、5,000円を追加する。	研 修 室		500円/時		多目的広場	・ 1,000円/1 ・ テント・1昼夜	1昼夜とは午後5時から翌日の午後5時まで		・ 無 料		ただし、商品販売や入場料を徴収する場合等は、有料とする。	温水シャワー		100円/回					
	利用料区分 利用者区分	宿泊料	食 事 料				合計																																																														
			夕食	朝食	計																																																																
	大 人	円 3,000	円 1,500	円 800	円 2,300	円 5,300																																																															
	小学生	2,500	1,500	800	2,300	4,800																																																															
	幼 児 (3歳以上)	1,200	実 費			実費																																																															
	幼 児 (3歳未満)	無料	実 費			実費																																																															
	施設等の種類	区分	使用料	摘 要																																																																	
野外ステージ		500円/時	スクリーンを使用の場合は、5,000円を追加する。																																																																		
研 修 室		500円/時																																																																			
多目的広場	・ 1,000円/1 ・ テント・1昼夜	1昼夜とは午後5時から翌日の午後5時まで																																																																			
	・ 無 料		ただし、商品販売や入場料を徴収する場合等は、有料とする。																																																																		
温水シャワー		100円/回																																																																			
1 宿泊者の利用時間は午後4時から午前10時までとする。				・ 入場料を徴収する場合若しくは商品の宣伝販売を目的とする場合は、上記使用料の2倍の額とする。																																																																	
2 宿泊利用者が宿泊の時間を超過するときは、休憩料金を加算する。				・ 多目的広場において、入場料を徴収する場合若しくは商品の宣伝販売を目的とする場合は、3,000円/時の使用料を徴収する。																																																																	
3 特別の場合の宿泊等については、実費等を勘案して別に特別料金を定める。				・ 野外ステージは、占有して継続的に使用する場合に徴収する。																																																																	
(2) 休憩利用料				・ 上記以外の施設は無料とする。																																																																	
<table><tr><th>区分 利用者区分</th><th>4時間まで</th><th>6時間まで</th></tr><tr><td>大 人</td><td>円 600</td><td>円 800</td></tr><tr><td>小学生</td><td>400</td><td>600</td></tr><tr><td>幼 児 (3歳以上)</td><td>250</td><td>300</td></tr><tr><td>幼 児 (3歳未満)</td><td colspan="2">無 料</td></tr></table>				区分 利用者区分	4時間まで	6時間まで	大 人	円 600	円 800	小学生	400	600	幼 児 (3歳以上)	250	300	幼 児 (3歳未満)	無 料		・ 公益（施設使用者の利便）上の観点から、自動販売機及び仮設店舗等を設置する場合は、電気料金相当額を使用料として徴収する。 月毎の電気料金相当額は、使用機種の定格消費電力×24時間×30日×料金単価×1/2（稼働率）で計算する。																																																		
区分 利用者区分	4時間まで	6時間まで																																																																			
大 人	円 600	円 800																																																																			
小学生	400	600																																																																			
幼 児 (3歳以上)	250	300																																																																			
幼 児 (3歳未満)	無 料																																																																				
(3) 附帯施設利用料				(2) いきなスボレク公園																																																																	
<table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th rowspan="2">区分</th><th>1時間につき</th></tr><tr><th>円</th></tr><tr><td>ゲートボールコート1面</td><td></td><td>100</td></tr><tr><td>テニスコート1面</td><td></td><td>200</td></tr><tr><td>多目的グラウンド</td><td></td><td>600</td></tr><tr><td>研 修 室</td><td></td><td>300</td></tr></table>				施設名	区分	1時間につき	円	ゲートボールコート1面		100	テニスコート1面		200	多目的グラウンド		600	研 修 室		300	<table><tr><th rowspan="2">施設等の種類</th><th colspan="2">個人利用</th><th>専用利用</th></tr><tr><th>区分</th><th>1 回 利用券 (12枚綴)</th><th>回数券 ー・時間</th></tr><tr><td rowspan="6">プ ー ル (温 水 ・ 屋 外 プ ー ル)</td><td>小 中 学 生</td><td>150円 /回</td><td>1,500円 /冊</td></tr><tr><td>高校生</td><td>200円 /回</td><td>2,000円 /冊</td></tr><tr><td>大人 (18歳以上)</td><td>400円 /回</td><td>4,000円 /冊</td></tr><tr><td>未就学児・障害者等</td><td>50円 /回</td><td></td></tr><tr><td>屋外プール</td><td>100円 /回</td><td>7月20日から8月31日の期間とする</td></tr><tr><td>定期券</td><td colspan="2">5,500円/月</td></tr><tr><td>蛙石荘利用の合宿客</td><td colspan="2">500円/人(小学生以上1名につき、合宿期間中は500円のフリーパス券を発行する。)</td></tr><tr><td>シャワー</td><td colspan="3">100円/回</td></tr><tr><td rowspan="5">水 泳 教 室</td><td>水中健康体操</td><td colspan="2">6,500円 /月(週3回)</td></tr><tr><td>成人スイミング</td><td colspan="2">7,500円 /月(週3回)</td></tr><tr><td>成人初級スイミング</td><td colspan="2">3,000円 /月(週1回)</td></tr><tr><td>小学生スイミング</td><td colspan="2">3,000円 /月(週1回)</td></tr></table>				施設等の種類	個人利用		専用利用	区分	1 回 利用券 (12枚綴)	回数券 ー・時間	プ ー ル (温 水 ・ 屋 外 プ ー ル)	小 中 学 生	150円 /回	1,500円 /冊	高校生	200円 /回	2,000円 /冊	大人 (18歳以上)	400円 /回	4,000円 /冊	未就学児・障害者等	50円 /回		屋外プール	100円 /回	7月20日から8月31日の期間とする	定期券	5,500円/月		蛙石荘利用の合宿客	500円/人(小学生以上1名につき、合宿期間中は500円のフリーパス券を発行する。)		シャワー	100円/回			水 泳 教 室	水中健康体操	6,500円 /月(週3回)		成人スイミング	7,500円 /月(週3回)		成人初級スイミング	3,000円 /月(週1回)		小学生スイミング	3,000円 /月(週1回)	
施設名	区分	1時間につき																																																																			
		円																																																																			
ゲートボールコート1面		100																																																																			
テニスコート1面		200																																																																			
多目的グラウンド		600																																																																			
研 修 室		300																																																																			
施設等の種類	個人利用		専用利用																																																																		
	区分	1 回 利用券 (12枚綴)	回数券 ー・時間																																																																		
プ ー ル (温 水 ・ 屋 外 プ ー ル)	小 中 学 生	150円 /回	1,500円 /冊																																																																		
	高校生	200円 /回	2,000円 /冊																																																																		
	大人 (18歳以上)	400円 /回	4,000円 /冊																																																																		
	未就学児・障害者等	50円 /回																																																																			
	屋外プール	100円 /回	7月20日から8月31日の期間とする																																																																		
	定期券	5,500円/月																																																																			
蛙石荘利用の合宿客	500円/人(小学生以上1名につき、合宿期間中は500円のフリーパス券を発行する。)																																																																				
シャワー	100円/回																																																																				
水 泳 教 室	水中健康体操	6,500円 /月(週3回)																																																																			
	成人スイミング	7,500円 /月(週3回)																																																																			
	成人初級スイミング	3,000円 /月(週1回)																																																																			
	小学生スイミング	3,000円 /月(週1回)																																																																			
	1 利用者からの請求にかかる会食その他特別料理及び飲食料については、その実費等を勘案して別に飲食料金を定める。				・ 大人（70歳以上）の回数券については14枚綴りとする。																																																																
弓削町国民宿舎使用料				・ 営業目的による専用利用は上記使用料の2倍の額とする。																																																																	
(1) 宿泊利用料				・ 水泳教室は月額とし、日割り（回数割り）を行わない。																																																																	
<table><tr><th rowspan="2">利用料区分 利用者区分</th><th rowspan="2">宿泊料</th><th colspan="3">食 事 料</th><th rowspan="2">合計</th></tr><tr><th>夕食</th><th>朝食</th><th>計</th></tr><tr><td>大 人</td><td>円 4,200</td><td>円 1,800</td><td>円 800</td><td>円 2,600</td><td>円 6,800</td></tr><tr><td>小学生</td><td>3,700</td><td>1,800</td><td>800</td><td>2,600</td><td>6,300</td></tr><tr><td>幼 児 (3歳以上)</td><td>2,000</td><td colspan="3">実 費</td><td>実費</td></tr><tr><td>幼 児 (3歳未満)</td><td>無料</td><td colspan="3">実 費</td><td>実費</td></tr></table>				利用料区分 利用者区分	宿泊料	食 事 料			合計	夕食	朝食	計	大 人	円 4,200	円 1,800	円 800	円 2,600	円 6,800	小学生	3,700	1,800	800	2,600	6,300	幼 児 (3歳以上)	2,000	実 費			実費	幼 児 (3歳未満)	無料	実 費			実費	1 宿泊利用者の利用時間は午後4時から午前10時までとする。ただし、夏期は午後5時から午前9時までとする。																																
利用料区分 利用者区分	宿泊料	食 事 料				合計																																																															
		夕食	朝食	計																																																																	
大 人	円 4,200	円 1,800	円 800	円 2,600	円 6,800																																																																
小学生	3,700	1,800	800	2,600	6,300																																																																
幼 児 (3歳以上)	2,000	実 費			実費																																																																
幼 児 (3歳未満)	無料	実 費			実費																																																																
2 宿泊利用者が宿泊の時間を超過するときは、休憩料金を加算する。																																																																					

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況					課 題	調 整 内 容																																																																														
	弓 削 町		生 名 村		岩 城 村			魚 島 村																																																																													
	(2) 休憩利用料 <table><tr><th>利用者区分</th><th>区分</th><th>1時間につき</th></tr><tr><td>大</td><td>人</td><td>円 105</td></tr><tr><td>小</td><td>学 生</td><td>105</td></tr><tr><td>幼 児</td><td>(3 歳 以 上)</td><td>105</td></tr><tr><td>幼 児</td><td>(3 歳 未 満)</td><td>無 料</td></tr></table> 1 休憩等利用者の利用時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、夏期は午前9時から午後5時までとする。 (3) 特別飲料料 ・ 利用者からの請求にかかる会食その他特別料理及び飲食料については、その実費等を勘案して別に飲食料金を定める。 <table><tr><th colspan="2">弓削町健康増進センター使用料</th></tr><tr><th>区 分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>大人</td><td>500円</td></tr><tr><td>小人 (3歳以上の幼児・小学生)</td><td>300円</td></tr><tr><td>小人 (3歳未満の幼児)</td><td>無 料</td></tr></table>		利用者区分	区分	1時間につき	大	人	円 105	小	学 生	105	幼 児	(3 歳 以 上)	105	幼 児	(3 歳 未 満)	無 料	弓削町健康増進センター使用料		区 分	使用料	大人	500円	小人 (3歳以上の幼児・小学生)	300円	小人 (3歳未満の幼児)	無 料	<table><tr><th>の施設種類等</th><th>区分</th><th>1時間</th><th>半日</th><th>1日</th><th>摘要</th></tr><tr><td rowspan="6">体育館</td><td>アリーナ</td><td>円 800</td><td>円 3,200</td><td>円 5,200</td><td>照明料金は追加(300円/時)</td></tr><tr><td>卓球場</td><td>円/台 300</td><td>1,200</td><td>1,950</td><td>照明料金は追加(50円/時)</td></tr><tr><td>屋内練習場</td><td>円 800</td><td>3,200</td><td>5,200</td><td>照明料金込み、冷暖房料金は200円/時</td></tr><tr><td>会議室</td><td>500</td><td>2,000</td><td>3,250</td><td>冷暖房料金は200円/時</td></tr><tr><td>トレーニング室</td><td>300</td><td>1,200</td><td>1,950</td><td>冷暖房料金は200円/時</td></tr><tr><td>シャワー</td><td colspan="4">100円/回</td></tr></table> ・ 半日とは、継続して3時間を超え5時間以内を使用する場合をいい、1日とは継続して5時間を超え8時間以内を使用する場合をいう。 ・ 上記使用料は、体育備品の使用料を含む。準備、後片付けは使用時間を含む。 ・ アリーナの半面使用は、上記使用料を1/2とする。 ・ 入場料を徴収する場合、若しくは商品の宣伝販売を目的とする場合は上記使用料の2倍の額とする。また、商品の宣伝販売を目的とするラウンジ等の使用は、上記料金表の会議室使用料に準じる。 ・ 学生（小中高校生）のみが使用する場合は、上記使用料を1/2とする。 ・ 蛙石荘を利用する合宿者は、上記使用料を1/2とする。（ただし、学生割引は適用しない。） ・ 公益（施設利用者の利便）上の観点から、自動販売機及び仮設店舗等を設置する場合は、電気料金相当額を使用料として徴収する。月毎の電気料金相当額は、使用機種の定格消費電力×24時間×30日×料金単価×1/2（稼働率）で計算する。 <table><tr><th>の施設種類等</th><th>区分</th><th>1時間</th><th>半日</th><th>1日</th><th>摘要</th></tr><tr><td rowspan="2">野球場</td><td>主競技場</td><td>円 1,000</td><td>円 4,000</td><td>円 6,500</td><td>照明料金は別途追加する。</td></tr><tr><td colspan="4">ピッチングマシン</td><td>200円/時・台</td></tr></table> ・ 半日とは、継続して3時間を超え5時間以内を使用する場合をいい、1日とは継続して5時間を超え8時間以内を使用する場合をいう。		の施設種類等	区分	1時間	半日	1日	摘要	体育館	アリーナ	円 800	円 3,200	円 5,200	照明料金は追加(300円/時)	卓球場	円/台 300	1,200	1,950	照明料金は追加(50円/時)	屋内練習場	円 800	3,200	5,200	照明料金込み、冷暖房料金は200円/時	会議室	500	2,000	3,250	冷暖房料金は200円/時	トレーニング室	300	1,200	1,950	冷暖房料金は200円/時	シャワー	100円/回				の施設種類等	区分	1時間	半日	1日	摘要	野球場	主競技場	円 1,000	円 4,000	円 6,500	照明料金は別途追加する。	ピッチングマシン				200円/時・台		
利用者区分	区分	1時間につき																																																																																			
大	人	円 105																																																																																			
小	学 生	105																																																																																			
幼 児	(3 歳 以 上)	105																																																																																			
幼 児	(3 歳 未 満)	無 料																																																																																			
弓削町健康増進センター使用料																																																																																					
区 分	使用料																																																																																				
大人	500円																																																																																				
小人 (3歳以上の幼児・小学生)	300円																																																																																				
小人 (3歳未満の幼児)	無 料																																																																																				
の施設種類等	区分	1時間	半日	1日	摘要																																																																																
体育館	アリーナ	円 800	円 3,200	円 5,200	照明料金は追加(300円/時)																																																																																
	卓球場	円/台 300	1,200	1,950	照明料金は追加(50円/時)																																																																																
	屋内練習場	円 800	3,200	5,200	照明料金込み、冷暖房料金は200円/時																																																																																
	会議室	500	2,000	3,250	冷暖房料金は200円/時																																																																																
	トレーニング室	300	1,200	1,950	冷暖房料金は200円/時																																																																																
	シャワー	100円/回																																																																																			
の施設種類等	区分	1時間	半日	1日	摘要																																																																																
野球場	主競技場	円 1,000	円 4,000	円 6,500	照明料金は別途追加する。																																																																																
	ピッチングマシン				200円/時・台																																																																																

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																											
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																													
		- 主競技場の照明料金は、全点灯で30分又は部分点灯で1時間を単位として、使用料を700円とし専用コインを使用する。 - 準備、後片付けは使用時間に含む。 - 入場料を徴収する場合若しくは商品の宣伝販売を目的とする場合は上記使用料の2倍の額とする。 - 学生（小中高校生）のみが使用する場合は、上記使用料を1/2とする。 - 蛙石荘を利用する合宿者は、上記使用料を1/2とする。（ただし、学生割引は適用しない。） * 上記使用料は、消費税を含むものとする。<table><tr><td>宿泊室 部屋タイプ</td><td>区分</td><td>料 金</td><td></td></tr><tr><td>和室10畳</td><td>部屋代</td><td>3,000円 /室</td><td>1名につき 3,000円 (定員6名)</td></tr><tr><td>和室20畳</td><td>部屋代</td><td>5,000円 /室</td><td>1名につき 3,000円 (定員12名)</td></tr><tr><td>洋 室</td><td>部屋代</td><td>3,000円 /室</td><td>1名につき 3,000円 (定員4名)</td></tr></table> - 宿泊の利用料の額は、食事料金を含まない。 - 小中高校生は、上記の1名当たり料金の70%とする。 - 上記利用料に消費税を加算する。 - 宿泊の利用時間は、合宿を除き午後3時から翌日の午前10時までとし超過したときは、超過利用料として1時間増す毎に10%を加算する。 <table><tr><td>施設等 の種類</td><td>区分</td><td>料 金</td><td>摘要</td></tr><tr><td rowspan="2">研修室など</td><td>研修 室</td><td>500円/時</td><td>冷暖房費 を含む。</td></tr><tr><td>図書 室</td><td>無 料</td><td></td></tr></table> - 入場料を徴収する場合若しくは商品の宣伝販売を目的とする場合は、上記使用料の2倍の額とする。	宿泊室 部屋タイプ	区分	料 金		和室10畳	部屋代	3,000円 /室	1名につき 3,000円 (定員6名)	和室20畳	部屋代	5,000円 /室	1名につき 3,000円 (定員12名)	洋 室	部屋代	3,000円 /室	1名につき 3,000円 (定員4名)	施設等 の種類	区分	料 金	摘要	研修室など	研修 室	500円/時	冷暖房費 を含む。	図書 室	無 料					
宿泊室 部屋タイプ	区分	料 金																															
和室10畳	部屋代	3,000円 /室	1名につき 3,000円 (定員6名)																														
和室20畳	部屋代	5,000円 /室	1名につき 3,000円 (定員12名)																														
洋 室	部屋代	3,000円 /室	1名につき 3,000円 (定員4名)																														
施設等 の種類	区分	料 金	摘要																														
研修室など	研修 室	500円/時	冷暖房費 を含む。																														
	図書 室	無 料																															

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																																																									
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																																																											
保健センター施設使用料	弓削町保健センター施設使用料 ○ 保健センターの使用料は無料とする。ただし、営利を目的として使用する場合は、次表に定めるところにより使用料を納めなければならない。 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>運動・保健指導室</td><td>1時間につき</td><td>円 320</td></tr><tr><td>栄 養 指 導 室</td><td>1時間につき</td><td>320</td></tr><tr><td>診 察 室・検 査 室</td><td>1時間につき</td><td>320</td></tr><tr><td>機 能 訓 練 室</td><td>1時間につき</td><td>320</td></tr><tr><td>会 議 室</td><td>2時間につき</td><td>320</td></tr><tr><td>相 談 室</td><td>3時間につき</td><td>320</td></tr><tr><td>展 示 室</td><td>4時間につき</td><td>320</td></tr></table> 1 冷暖房を使用した場合は各所定料金の5割増とする。 2 町外者の使用については各所定料金の3倍の額を徴収する。	区 分		使用料	運動・保健指導室	1時間につき	円 320	栄 養 指 導 室	1時間につき	320	診 察 室・検 査 室	1時間につき	320	機 能 訓 練 室	1時間につき	320	会 議 室	2時間につき	320	相 談 室	3時間につき	320	展 示 室	4時間につき	320	生名村保健センター施設利用料 ○ 保健センターの利用料は、無料とする。	岩城村保健センター施設使用料 <table><tr><th>施 設 名</th><th>基 本 使 用 料</th></tr><tr><td>機 能 訓 練 室</td><td>使用2時間につき 円 2,000</td></tr><tr><td>機能訓練室 （ 機器使用 ）</td><td>使用1回につき1人 200 回数券11枚綴 2,000</td></tr><tr><td>シャワ ー 室</td><td>使用1回につき1人 100 回数券11枚綴 1,000</td></tr><tr><td>栄養指導室 （ガス使用を含む）</td><td>使用2時間につき 1,000</td></tr><tr><td>母子相談室</td><td>” 500</td></tr><tr><td>会議・研修室</td><td>” 500</td></tr><tr><td>運動指導室</td><td>” 500</td></tr><tr><td>健康相談室</td><td>” 500</td></tr></table> 1 冷暖房を使用した場合は、各基本料金の5割増しとする。 2 ガス使用の場合は、2時間につき100円を徴収する。 3 機能訓練室（機器使用）及びシャワー室を使用する場合は、回数券とする。	施 設 名	基 本 使 用 料	機 能 訓 練 室	使用2時間につき 円 2,000	機能訓練室 （ 機器使用 ）	使用1回につき1人 200 回数券11枚綴 2,000	シャワ ー 室	使用1回につき1人 100 回数券11枚綴 1,000	栄養指導室 （ガス使用を含む）	使用2時間につき 1,000	母子相談室	” 500	会議・研修室	” 500	運動指導室	” 500	健康相談室	” 500	魚島村保健センター施設使用料 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>運 動 指 導 室</td><td>1時間につき</td><td>円 370</td></tr><tr><td>保健・栄養指導室</td><td>1時間につき</td><td>370</td></tr><tr><td>診 察 室</td><td>1時間につき</td><td>370</td></tr><tr><td>相 談 室</td><td>1時間につき</td><td>370</td></tr></table> 1 冷暖房を使用した場合は、各所定料金の5割増しとする。 2 村外者の使用については、各所定料金の2倍の額を徴収する。	区 分		使用料	運 動 指 導 室	1時間につき	円 370	保健・栄養指導室	1時間につき	370	診 察 室	1時間につき	370	相 談 室	1時間につき	370	使用料、使用時間が異なる。	当面は現行のとおりとし、H17年度を目標に使用料、使用時間を統一する方向で検討する。
区 分		使用料																																																													
運動・保健指導室	1時間につき	円 320																																																													
栄 養 指 導 室	1時間につき	320																																																													
診 察 室・検 査 室	1時間につき	320																																																													
機 能 訓 練 室	1時間につき	320																																																													
会 議 室	2時間につき	320																																																													
相 談 室	3時間につき	320																																																													
展 示 室	4時間につき	320																																																													
施 設 名	基 本 使 用 料																																																														
機 能 訓 練 室	使用2時間につき 円 2,000																																																														
機能訓練室 （ 機器使用 ）	使用1回につき1人 200 回数券11枚綴 2,000																																																														
シャワ ー 室	使用1回につき1人 100 回数券11枚綴 1,000																																																														
栄養指導室 （ガス使用を含む）	使用2時間につき 1,000																																																														
母子相談室	” 500																																																														
会議・研修室	” 500																																																														
運動指導室	” 500																																																														
健康相談室	” 500																																																														
区 分		使用料																																																													
運 動 指 導 室	1時間につき	円 370																																																													
保健・栄養指導室	1時間につき	370																																																													
診 察 室	1時間につき	370																																																													
相 談 室	1時間につき	370																																																													
福祉施設使用料	弓削町老人福祉センター使用料 ○ 福祉センターの使用料は、無料とする。ただし、営利を目的として使用する場合は、次表に定めるところにより使用者が納付する。 <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">使 用 料</th></tr><tr><th>昼間 8時30分から 17時まで</th><th>夜間 17時から 22時まで</th></tr><tr><td>生活相談室</td><td>1時間につき</td><td>円 380</td><td>円 480</td></tr><tr><td>健康相談室</td><td>1時間につき</td><td>380</td><td>480</td></tr><tr><td>集 会 室</td><td>1時間につき</td><td>380</td><td>480</td></tr><tr><td>教養娯楽室</td><td>1時間につき</td><td>380</td><td>480</td></tr><tr><td>図 書 室</td><td>1時間につき</td><td>380</td><td>480</td></tr></table> 1 冷暖房を使用した場合は各所定料金の5割増とする。 2 町外者の使用について各所定料金の3倍の額を徴収する。 3 冠婚葬祭又は宴会等に使用する場合は、上記使用料のほかに5時間につき5,250円を徴収する。（5時間を超え1時間増すごとに1,050円を加算する）	区 分		使 用 料		昼間 8時30分から 17時まで	夜間 17時から 22時まで	生活相談室	1時間につき	円 380	円 480	健康相談室	1時間につき	380	480	集 会 室	1時間につき	380	480	教養娯楽室	1時間につき	380	480	図 書 室	1時間につき	380	480				現行のとおりとする。																																
区 分				使 用 料																																																											
		昼間 8時30分から 17時まで	夜間 17時から 22時まで																																																												
生活相談室	1時間につき	円 380	円 480																																																												
健康相談室	1時間につき	380	480																																																												
集 会 室	1時間につき	380	480																																																												
教養娯楽室	1時間につき	380	480																																																												
図 書 室	1時間につき	380	480																																																												

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																																																																																							
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																																																																																									
海水温浴施設使用料	弓削町海水温浴施設使用料 <table><tr><th>区 分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>大人</td><td>500円</td></tr><tr><td>高齢者（65歳以上）</td><td>300円</td></tr><tr><td>障害者</td><td>300円</td></tr><tr><td>小人（3歳以上の幼児・小学生）</td><td>300円</td></tr><tr><td>小人（3 歳 未 満 の 幼 児）</td><td>無料</td></tr></table> ○ 回数券 <table><tr><th>区 分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>12枚綴（大人）</td><td>5,000円</td></tr><tr><td>12枚綴（高齢者・障害者・小人）</td><td>3,000円</td></tr><tr><td>30枚綴（大人）</td><td>11,250円</td></tr><tr><td>30枚綴（高齢者・障害者・小人）</td><td>6,750円</td></tr></table> ○ 定期券 <table><tr><th>区 分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>1ヶ月（大人）</td><td>10,500円</td></tr><tr><td>1ヶ月（高齢者・障害者・小人）</td><td>6,300円</td></tr><tr><td>3ヶ月（大人）</td><td>27,300円</td></tr><tr><td>3ヶ月（高齢者・障害者・小人）</td><td>16,380円</td></tr></table>	区 分	使用料	大人	500円	高齢者（65歳以上）	300円	障害者	300円	小人（3歳以上の幼児・小学生）	300円	小人（3 歳 未 満 の 幼 児）	無料	区 分	使用料	12枚綴（大人）	5,000円	12枚綴（高齢者・障害者・小人）	3,000円	30枚綴（大人）	11,250円	30枚綴（高齢者・障害者・小人）	6,750円	区 分	使用料	1ヶ月（大人）	10,500円	1ヶ月（高齢者・障害者・小人）	6,300円	3ヶ月（大人）	27,300円	3ヶ月（高齢者・障害者・小人）	16,380円					現行のとおりとする。																																																							
区 分	使用料																																																																																												
大人	500円																																																																																												
高齢者（65歳以上）	300円																																																																																												
障害者	300円																																																																																												
小人（3歳以上の幼児・小学生）	300円																																																																																												
小人（3 歳 未 満 の 幼 児）	無料																																																																																												
区 分	使用料																																																																																												
12枚綴（大人）	5,000円																																																																																												
12枚綴（高齢者・障害者・小人）	3,000円																																																																																												
30枚綴（大人）	11,250円																																																																																												
30枚綴（高齢者・障害者・小人）	6,750円																																																																																												
区 分	使用料																																																																																												
1ヶ月（大人）	10,500円																																																																																												
1ヶ月（高齢者・障害者・小人）	6,300円																																																																																												
3ヶ月（大人）	27,300円																																																																																												
3ヶ月（高齢者・障害者・小人）	16,380円																																																																																												
集会所使用料	下弓削地区中央集会所使用料 ○ 使用料は、営利を目的として集会所を使用する場合に限り、次表に定めるところにより使用者が納付する。 <table><tr><th rowspan="2">名 称</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="3">使用料の額</th></tr><tr><th>昼間 8時30分 から12時 まで</th><th>夜間 17時から 22時まで</th><th>終日 8時30分 から22時 まで</th></tr><tr><td rowspan="2">下弓削地区 中央集会所</td><td>町内者</td><td>円 1,260</td><td>円 1,580</td><td>円 3,780</td></tr><tr><td>町外者</td><td>3,790</td><td>4,740</td><td>11,370</td></tr></table> 部落集会所使用料 ○ 使用料は、公用又は公共的及び公益事業のため集会所を使用する場合を除き、次表の定めるところにより使用者から徴収する。 <table><tr><th colspan="4">使 用 料 の 額</th></tr><tr><th>昼 間 8時30分 から12時 まで</th><th>夜 間 17時から 22時まで</th><th colspan="2">終 日 8時30分 から22時 まで</th></tr><tr><td>町内者 円 1,260</td><td>町内者 円 1,580</td><td>町内者 円 3,780</td><td></td></tr><tr><td>町外者 3,790</td><td>町外者 4,740</td><td>町外者 11,370</td><td></td></tr></table> 注 備品器具等を使用する場合は、管理者が別に定める額を加算することができる。	名 称	区分	使用料の額			昼間 8時30分 から12時 まで	夜間 17時から 22時まで	終日 8時30分 から22時 まで	下弓削地区 中央集会所	町内者	円 1,260	円 1,580	円 3,780	町外者	3,790	4,740	11,370	使 用 料 の 額				昼 間 8時30分 から12時 まで	夜 間 17時から 22時まで	終 日 8時30分 から22時 まで		町内者 円 1,260	町内者 円 1,580	町内者 円 3,780		町外者 3,790	町外者 4,740	町外者 11,370		集会所使用料 <table><tr><th>区 分</th><th>三分団集会所</th><th>他地域集会所</th></tr><tr><td>1階和室33畳</td><td>1回につき 1,020円</td><td rowspan="4">無料</td></tr><tr><td>1階和室10畳</td><td>1回につき 200円</td></tr><tr><td>2階会議室 21畳</td><td>1回につき 510円</td></tr><tr><td>2階和室10畳</td><td>1回につき 200円</td></tr></table> 1 1回につきとは、9時から14時まで、14時から19時まで、19時から22時までをそれぞれ1回とする。半端な時間帯の場合は、前述の時間帯に含まれればそれぞれ1回とする。 2 三分団集会所については、7月から9月までと11月から翌年の4月までは、定額の1.5倍とする。 （上記以外の期間は、冷暖房は使用できない。） 3 三分団集会所については、次の場合は、使用料を徴収しない。 (1) 各種団体が月1月、三分団集会所1階和室33畳で定例会を開催するとき。 (2) 老人クラブが三分団集会所2階の各部屋及び1階和室10畳を使用するとき。 (3) 広報区の集会及び地域自治組織並びにこれらに準ずるもので、村長が認めたとき。 (4) 冠婚葬祭で使用するとき。	区 分	三分団集会所	他地域集会所	1階和室33畳	1回につき 1,020円	無料	1階和室10畳	1回につき 200円	2階会議室 21畳	1回につき 510円	2階和室10畳	1回につき 200円	魚島村立集会所料金表 <table><tr><th rowspan="2">集会所名</th><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">時間制使用料</th><th rowspan="2">1 日 使用料</th></tr><tr><th>昼間 8時半 ～17時</th><th>夜間 17時 ～22時</th></tr><tr><td rowspan="4">魚島村 集会所</td><td>1階 和室</td><td>円 740</td><td>円 1,050</td><td>(調理室含む) 10,500円</td></tr><tr><td>2階 ホール</td><td>740</td><td>1,050</td><td>10,500円</td></tr><tr><td>調理室</td><td>530</td><td>790</td><td>5,250円</td></tr><tr><td>浴室</td><td>320</td><td>470</td><td></td></tr><tr><td>魚島西 集会所</td><td>和室</td><td>740</td><td>1,050</td><td>(調理室含む) 10,500円</td></tr><tr><td></td><td>調理室</td><td>530</td><td>790</td><td>5,250円</td></tr><tr><td>高井神 集会所</td><td>和室</td><td>370</td><td>530</td><td>5,250円</td></tr><tr><td>大 木 集会所</td><td>洋間</td><td>370</td><td>530</td><td>5,250円</td></tr></table> (注) 1 祝賀会、建前に使用したときは、所定料金の倍額とする。 2 餅つきに使用したときは、所定料金に10,500円を加えた額とする。 3 宿泊に利用したときは、1日使用料に1人当たり530円、小人370円を加算する。ただし、村民は、半額とする。 4 村外者の使用料金は、所定料金の2倍とする。 5 冷暖房を使用したときは、所定金額の5倍増とする（1日使用の場合2,100円）。 6 その他附属設備、備品を使用した場合は、別に定める額を加算する。	集会所名	区分	時間制使用料		1 日 使用料	昼間 8時半 ～17時	夜間 17時 ～22時	魚島村 集会所	1階 和室	円 740	円 1,050	(調理室含む) 10,500円	2階 ホール	740	1,050	10,500円	調理室	530	790	5,250円	浴室	320	470		魚島西 集会所	和室	740	1,050	(調理室含む) 10,500円		調理室	530	790	5,250円	高井神 集会所	和室	370	530	5,250円	大 木 集会所	洋間	370	530	5,250円	集会所使用料は、当面現行のとおりとし、新町において検討する。
名 称	区分			使用料の額																																																																																									
		昼間 8時30分 から12時 まで	夜間 17時から 22時まで	終日 8時30分 から22時 まで																																																																																									
下弓削地区 中央集会所	町内者	円 1,260	円 1,580	円 3,780																																																																																									
	町外者	3,790	4,740	11,370																																																																																									
使 用 料 の 額																																																																																													
昼 間 8時30分 から12時 まで	夜 間 17時から 22時まで	終 日 8時30分 から22時 まで																																																																																											
町内者 円 1,260	町内者 円 1,580	町内者 円 3,780																																																																																											
町外者 3,790	町外者 4,740	町外者 11,370																																																																																											
区 分	三分団集会所	他地域集会所																																																																																											
1階和室33畳	1回につき 1,020円	無料																																																																																											
1階和室10畳	1回につき 200円																																																																																												
2階会議室 21畳	1回につき 510円																																																																																												
2階和室10畳	1回につき 200円																																																																																												
集会所名	区分	時間制使用料		1 日 使用料																																																																																									
		昼間 8時半 ～17時	夜間 17時 ～22時																																																																																										
魚島村 集会所	1階 和室	円 740	円 1,050	(調理室含む) 10,500円																																																																																									
	2階 ホール	740	1,050	10,500円																																																																																									
	調理室	530	790	5,250円																																																																																									
	浴室	320	470																																																																																										
魚島西 集会所	和室	740	1,050	(調理室含む) 10,500円																																																																																									
	調理室	530	790	5,250円																																																																																									
高井神 集会所	和室	370	530	5,250円																																																																																									
大 木 集会所	洋間	370	530	5,250円																																																																																									

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容	
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村			
自家用自動車施設使用料	弓削町有自家用自動車施設使用料				岩城村の福祉バスと運営方法の違いがある。	当面は現行どおりとし、新町において岩城村の福祉バスも視野に入れ検討する。	
	第1 運賃の種類及び金額						
	普通運賃		乗車一回につき	大人			円100
			〃	小人			50
	回数券運賃		100円券	11枚			1,000
			50円券	11枚			500
	第2 運賃の適用方法						
	大人運賃と小人運賃の区分						
	大人運賃		中学生以上の者				
	小人運賃		小学生以下の者				
	1 弓削町に住所を有する65歳以上の者						
	半額免除						
	2 身体障害者手帳・療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者						
	半額免除						
	3 弓削町に住所を有する小学校就学以前の者						
全額免除							
4 その他町長において必要と認める者							
全額又は半額免除							

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																																																																																																																																
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																																																																																																																																		
港務所使用料	<table><tr><td colspan="4">弓削町港務所使用料</td></tr><tr><td>種 別</td><td colspan="3">金 額</td></tr><tr><td>食 堂 月 額</td><td colspan="3">50,400円</td></tr><tr><td>切 符 売 場 "</td><td colspan="3">12,600円</td></tr><tr><td>売 店 "</td><td colspan="3">12,600円</td></tr><tr><td>広 告 板 年 額 1区画</td><td colspan="3">5,250円</td></tr></table>	弓削町港務所使用料				種 別	金 額			食 堂 月 額	50,400円			切 符 売 場 "	12,600円			売 店 "	12,600円			広 告 板 年 額 1区画	5,250円							当面は現行のとおりとする。																																																																																																								
弓削町港務所使用料																																																																																																																																						
種 別	金 額																																																																																																																																					
食 堂 月 額	50,400円																																																																																																																																					
切 符 売 場 "	12,600円																																																																																																																																					
売 店 "	12,600円																																																																																																																																					
広 告 板 年 額 1区画	5,250円																																																																																																																																					
港湾施設使用料			<table><tr><td colspan="5">港湾施設使用料</td></tr><tr><td colspan="5">(1) けい留施設使用料</td></tr><tr><td>施 設</td><td>種別</td><td>単 位</td><td>使用料</td><td>摘要</td></tr><tr><td>岸 壁</td><td rowspan="2">けい船</td><td>けい留1回</td><td>円</td><td rowspan="2">ただし、 本村在籍 船は無料</td></tr><tr><td>及 び</td><td>24時間ま</td><td>200</td></tr><tr><td>物 揚 場</td><td></td><td>でごとに</td><td></td><td></td></tr><tr><td>棧 橋</td><td rowspan="4">けい船</td><td>けい留1回</td><td>フェリー</td><td rowspan="4"></td></tr><tr><td>及 び</td><td>総トン数</td><td>ボート</td></tr><tr><td>フェリー</td><td>1トンにつき</td><td>1円50銭</td></tr><tr><td>ボ ー ト</td><td>24時間ま</td><td>客船等</td></tr><tr><td>接岸施設</td><td></td><td>でごとに</td><td>1円50銭</td><td></td></tr><tr><td colspan="5">(2) 荷さばき施設及び野積場使用料</td></tr><tr><td>施 設</td><td>種別</td><td>単 位</td><td>使用料</td><td>摘要</td></tr><tr><td>荷さばき施設</td><td></td><td>1㎡につき</td><td>円</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>野 積 場</td><td></td><td>1日</td><td>4</td></tr><tr><td colspan="5">(1) けい留施設占用料</td></tr><tr><td>占 用</td><td>けい留施設</td><td>単位</td><td>占用料</td><td>備 考</td></tr><tr><td>目的別</td><td>の前面の水深</td><td></td><td>(1年)</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">工 作 物 設 置</td><td>2メートル未満</td><td>1 平</td><td>50円以内</td><td rowspan="4">荷役機械 及びその 附属建物 を 設 置 する場合 である。</td></tr><tr><td>2 " 以上</td><td>方</td><td>100 "</td></tr><tr><td>4 " "</td><td>メ</td><td>200 "</td></tr><tr><td>6 " "</td><td>ー ト ル</td><td>300 "</td></tr><tr><td>電 柱 建 設</td><td></td><td>1本</td><td>200 円以内</td><td>1 支柱及 び支線共 各1本と みなす。 2 H型の ものは電 柱2本と みなす。 3 鉄塔又 は電柱3 本以上で 組立てた ものは電 柱4本と みなす。</td></tr><tr><td>管類 埋設</td><td></td><td>1メー トル</td><td>20 円以内</td><td></td></tr><tr><td colspan="5">(2) 荷さばき施設及び野積場占用料</td></tr><tr><td>占用</td><td>占用地</td><td>単位</td><td>占用料</td><td>備 考</td></tr><tr><td>目的</td><td>の等級</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">工 作 物</td><td>1等地</td><td rowspan="3">1平方 メートル</td><td>50円以内</td><td rowspan="3">上屋、倉庫、 待合所等を 設置する場 合である。</td></tr><tr><td>2等地</td><td>40円 "</td></tr><tr><td>3等地</td><td>30円 "</td></tr></table>	港湾施設使用料					(1) けい留施設使用料					施 設	種別	単 位	使用料	摘要	岸 壁	けい船	けい留1回	円	ただし、 本村在籍 船は無料	及 び	24時間ま	200	物 揚 場		でごとに			棧 橋	けい船	けい留1回	フェリー		及 び	総トン数	ボート	フェリー	1トンにつき	1円50銭	ボ ー ト	24時間ま	客船等	接岸施設		でごとに	1円50銭		(2) 荷さばき施設及び野積場使用料					施 設	種別	単 位	使用料	摘要	荷さばき施設		1㎡につき	円		野 積 場		1日	4	(1) けい留施設占用料					占 用	けい留施設	単位	占用料	備 考	目的別	の前面の水深		(1年)		工 作 物 設 置	2メートル未満	1 平	50円以内	荷役機械 及びその 附属建物 を 設 置 する場合 である。	2 " 以上	方	100 "	4 " "	メ	200 "	6 " "	ー ト ル	300 "	電 柱 建 設		1本	200 円以内	1 支柱及 び支線共 各1本と みなす。 2 H型の ものは電 柱2本と みなす。 3 鉄塔又 は電柱3 本以上で 組立てた ものは電 柱4本と みなす。	管類 埋設		1メー トル	20 円以内		(2) 荷さばき施設及び野積場占用料					占用	占用地	単位	占用料	備 考	目的	の等級				工 作 物	1等地	1平方 メートル	50円以内	上屋、倉庫、 待合所等を 設置する場 合である。	2等地	40円 "	3等地	30円 "	使用料に差異	当面は現行のとおりとし、新町において統一する方向で検討する。
港湾施設使用料																																																																																																																																						
(1) けい留施設使用料																																																																																																																																						
施 設	種別	単 位	使用料	摘要																																																																																																																																		
岸 壁	けい船	けい留1回	円	ただし、 本村在籍 船は無料																																																																																																																																		
及 び		24時間ま	200																																																																																																																																			
物 揚 場		でごとに																																																																																																																																				
棧 橋	けい船	けい留1回	フェリー																																																																																																																																			
及 び		総トン数	ボート																																																																																																																																			
フェリー		1トンにつき	1円50銭																																																																																																																																			
ボ ー ト		24時間ま	客船等																																																																																																																																			
接岸施設		でごとに	1円50銭																																																																																																																																			
(2) 荷さばき施設及び野積場使用料																																																																																																																																						
施 設	種別	単 位	使用料	摘要																																																																																																																																		
荷さばき施設		1㎡につき	円																																																																																																																																			
野 積 場		1日	4																																																																																																																																			
(1) けい留施設占用料																																																																																																																																						
占 用	けい留施設	単位	占用料	備 考																																																																																																																																		
目的別	の前面の水深		(1年)																																																																																																																																			
工 作 物 設 置	2メートル未満	1 平	50円以内	荷役機械 及びその 附属建物 を 設 置 する場合 である。																																																																																																																																		
	2 " 以上	方	100 "																																																																																																																																			
	4 " "	メ	200 "																																																																																																																																			
	6 " "	ー ト ル	300 "																																																																																																																																			
電 柱 建 設		1本	200 円以内	1 支柱及 び支線共 各1本と みなす。 2 H型の ものは電 柱2本と みなす。 3 鉄塔又 は電柱3 本以上で 組立てた ものは電 柱4本と みなす。																																																																																																																																		
管類 埋設		1メー トル	20 円以内																																																																																																																																			
(2) 荷さばき施設及び野積場占用料																																																																																																																																						
占用	占用地	単位	占用料	備 考																																																																																																																																		
目的	の等級																																																																																																																																					
工 作 物	1等地	1平方 メートル	50円以内	上屋、倉庫、 待合所等を 設置する場 合である。																																																																																																																																		
	2等地		40円 "																																																																																																																																			
	3等地		30円 "																																																																																																																																			

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																																																																																								
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																																																																																										
			<table><tr><td>電 柱 類 建 設</td><td></td><td>1 本</td><td>50 円以内</td><td>1 支柱及び支線とも各1本とみなす。 2 H型のものは、電柱2本とみなす。 3 鉄塔又は電柱3本以上をもって組み立てたものは電柱4本とみなす。</td></tr><tr><td>管類埋設</td><td></td><td>1メー トル</td><td>20 円以内</td><td></td></tr></table> (3) その他の港湾施設を占用するための用地 占用料 <table><tr><th>設置の 種別</th><th>期間</th><th>単位 面積</th><th>占用料</th><th>備考</th></tr><tr><td>上屋及び倉庫</td><td rowspan="5">1 年 に つ き</td><td rowspan="5">1 平 方 メ ー ト ル</td><td>100 円以内</td><td rowspan="5"></td></tr><tr><td>起重機その他の荷役機械</td><td>150</td><td>〃</td></tr><tr><td>貯 炭 場</td><td>30</td><td>〃</td></tr><tr><td>貯 木 場</td><td>海面 30</td><td>〃</td></tr><tr><td>貯 木 場</td><td>陸地 50</td><td>〃</td></tr></table> 備考 1 期間が1年未満の場合は、月割計算によって 占用料を算出する。 2 1月に満たない場合は、1月とみなす。 3 占用面積の1平方メートル未満は、1平方メ ートルとみなす。	電 柱 類 建 設		1 本	50 円以内	1 支柱及び支線とも各1本とみなす。 2 H型のものは、電柱2本とみなす。 3 鉄塔又は電柱3本以上をもって組み立てたものは電柱4本とみなす。	管類埋設		1メー トル	20 円以内		設置の 種別	期間	単位 面積	占用料	備考	上屋及び倉庫	1 年 に つ き	1 平 方 メ ー ト ル	100 円以内		起重機その他の荷役機械	150	〃	貯 炭 場	30	〃	貯 木 場	海面 30	〃	貯 木 場	陸地 50	〃																																																											
電 柱 類 建 設		1 本	50 円以内	1 支柱及び支線とも各1本とみなす。 2 H型のものは、電柱2本とみなす。 3 鉄塔又は電柱3本以上をもって組み立てたものは電柱4本とみなす。																																																																																										
管類埋設		1メー トル	20 円以内																																																																																											
設置の 種別	期間	単位 面積	占用料	備考																																																																																										
上屋及び倉庫	1 年 に つ き	1 平 方 メ ー ト ル	100 円以内																																																																																											
起重機その他の荷役機械			150		〃																																																																																									
貯 炭 場			30		〃																																																																																									
貯 木 場			海面 30		〃																																																																																									
貯 木 場			陸地 50		〃																																																																																									
栈橋使用料		<table><tr><th colspan="4">生名村栈橋使用料</th></tr><tr><th colspan="4">栈 橋 繋 船 単 価</th></tr><tr><td rowspan="5">栈 橋 繋 船</td><td>係留1回総トン数1トンにつき24時間までごとに</td><td></td><td></td></tr><tr><td>定期旅客船</td><td>円</td><td>1.5</td></tr><tr><td>不定期旅客船</td><td></td><td>2.0</td></tr><tr><td>貨 物 船</td><td></td><td>2.0</td></tr><tr><td>その他の船舶</td><td></td><td>3.0</td></tr><tr><td rowspan="7">フェリー、 旅客船 栈橋接岸 使用料</td><td>乗降客(大人) 1回</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>乗降客(小人) 1回</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>自 転 車 1台</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>原動機自転車 1台</td><td>4</td><td></td></tr><tr><td>単 車 1台</td><td>6</td><td></td></tr><tr><td>小型運搬車 (3、4輪車)</td><td>1台</td><td>15</td></tr><tr><td>乗用車 (ライトバンを含む。)</td><td>1台</td><td>15</td></tr></table>	生名村栈橋使用料				栈 橋 繋 船 単 価				栈 橋 繋 船	係留1回総トン数1トンにつき24時間までごとに			定期旅客船	円	1.5	不定期旅客船		2.0	貨 物 船		2.0	その他の船舶		3.0	フェリー、 旅客船 栈橋接岸 使用料	乗降客(大人) 1回	2		乗降客(小人) 1回	1		自 転 車 1台	2		原動機自転車 1台	4		単 車 1台	6		小型運搬車 (3、4輪車)	1台	15	乗用車 (ライトバンを含む。)	1台	15		<table><tr><th colspan="4">魚島村栈橋使用料</th></tr><tr><th>種 別</th><th>単位</th><th>使用料</th><th>摘要</th></tr><tr><td>乗 降 客 (大 人)</td><td>1回</td><td>円 2</td><td></td></tr><tr><td>乗 降 客 (小 人)</td><td>〃</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>自 転 車</td><td>1台</td><td>2</td><td></td></tr><tr><td>原動機付自転車</td><td>〃</td><td>3</td><td></td></tr><tr><td>単車(126cc以上)</td><td>〃</td><td>5</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">貨 物</td><td>石油箱 大の箱</td><td>1箱</td><td>5</td></tr><tr><td>石油箱 半箱以下</td><td>〃</td><td>2</td></tr><tr><td>特に大 きいもの</td><td>〃</td><td>上記に準じて 計算した額</td></tr><tr><td>け い 船</td><td>1回</td><td>円 200</td><td>船 は 二 分 の 一 の 額</td></tr></table> 注 この表により算出した総額に5パーセント を加算する。	魚島村栈橋使用料				種 別	単位	使用料	摘要	乗 降 客 (大 人)	1回	円 2		乗 降 客 (小 人)	〃	1		自 転 車	1台	2		原動機付自転車	〃	3		単車(126cc以上)	〃	5		貨 物	石油箱 大の箱	1箱	5	石油箱 半箱以下	〃	2	特に大 きいもの	〃	上記に準じて 計算した額	け い 船	1回	円 200	船 は 二 分 の 一 の 額	使用料に差異	当面は現行のとおりとし、新町において統一 する方向で検討する。
生名村栈橋使用料																																																																																														
栈 橋 繋 船 単 価																																																																																														
栈 橋 繋 船	係留1回総トン数1トンにつき24時間までごとに																																																																																													
	定期旅客船	円	1.5																																																																																											
	不定期旅客船		2.0																																																																																											
	貨 物 船		2.0																																																																																											
	その他の船舶		3.0																																																																																											
フェリー、 旅客船 栈橋接岸 使用料	乗降客(大人) 1回	2																																																																																												
	乗降客(小人) 1回	1																																																																																												
	自 転 車 1台	2																																																																																												
	原動機自転車 1台	4																																																																																												
	単 車 1台	6																																																																																												
	小型運搬車 (3、4輪車)	1台	15																																																																																											
	乗用車 (ライトバンを含む。)	1台	15																																																																																											
魚島村栈橋使用料																																																																																														
種 別	単位	使用料	摘要																																																																																											
乗 降 客 (大 人)	1回	円 2																																																																																												
乗 降 客 (小 人)	〃	1																																																																																												
自 転 車	1台	2																																																																																												
原動機付自転車	〃	3																																																																																												
単車(126cc以上)	〃	5																																																																																												
貨 物	石油箱 大の箱	1箱	5																																																																																											
	石油箱 半箱以下	〃	2																																																																																											
	特に大 きいもの	〃	上記に準じて 計算した額																																																																																											
け い 船	1回	円 200	船 は 二 分 の 一 の 額																																																																																											

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																																																												
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																																																														
		<table><tr><td></td><td>ト ラ ッ ク 1台</td><td>30</td></tr><tr><td></td><td>貨 物 1個</td><td>1</td></tr></table> 上記使用単価に基づき算定した額の5パーセント加算した額を使用料として徴収する。 使用料算定に 円未満の端数が生じたときは、その端数は四捨五入とする。		ト ラ ッ ク 1台	30		貨 物 1個	1																																																										
	ト ラ ッ ク 1台	30																																																																
	貨 物 1個	1																																																																
小型船舶上架施設使用料		<table><tr><th colspan="6">生名村小型船舶上架施設使用料</th></tr><tr><th>区分</th><th>項 目</th><th>使用料</th><th>船舶の長さ6m未満</th><th>船舶の長さ7m以上</th><th></th></tr><tr><td rowspan="2">村</td><td>基 本 料 金</td><td>許可した日から3日以内まで</td><td>円 1,020</td><td>円 1,530</td><td></td></tr><tr><td>割 増 料 金</td><td>1日につき</td><td>200</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">内 水道使用者</td><td>ジェット・ポンプを使用した場合</td><td>1回につき</td><td>1,200</td><td>1,200</td><td></td></tr><tr><td>ジェット・ポンプを使用しない場合</td><td>1回につき</td><td>600</td><td>600</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">村</td><td>基 本 料 金</td><td>許可した日から3日以内まで</td><td>3,060</td><td>4,590</td><td></td></tr><tr><td>割 増 料 金</td><td>1日につき</td><td>610</td><td>610</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">外 水道使用者</td><td>ジェット・ポンプを使用した場合</td><td>1回につき</td><td>1,800</td><td>1,800</td><td></td></tr><tr><td>ジェット・ポンプを使用しない場合</td><td>1回につき</td><td>900</td><td>900</td><td></td></tr></table>	生名村小型船舶上架施設使用料						区分	項 目	使用料	船舶の長さ6m未満	船舶の長さ7m以上		村	基 本 料 金	許可した日から3日以内まで	円 1,020	円 1,530		割 増 料 金	1日につき	200	200		内 水道使用者	ジェット・ポンプを使用した場合	1回につき	1,200	1,200		ジェット・ポンプを使用しない場合	1回につき	600	600		村	基 本 料 金	許可した日から3日以内まで	3,060	4,590		割 増 料 金	1日につき	610	610		外 水道使用者	ジェット・ポンプを使用した場合	1回につき	1,800	1,800		ジェット・ポンプを使用しない場合	1回につき	900	900				生名村のみ	当面は現行のとおりとする。				
生名村小型船舶上架施設使用料																																																																		
区分	項 目	使用料	船舶の長さ6m未満	船舶の長さ7m以上																																																														
村	基 本 料 金	許可した日から3日以内まで	円 1,020	円 1,530																																																														
	割 増 料 金	1日につき	200	200																																																														
内 水道使用者	ジェット・ポンプを使用した場合	1回につき	1,200	1,200																																																														
	ジェット・ポンプを使用しない場合	1回につき	600	600																																																														
村	基 本 料 金	許可した日から3日以内まで	3,060	4,590																																																														
	割 増 料 金	1日につき	610	610																																																														
外 水道使用者	ジェット・ポンプを使用した場合	1回につき	1,800	1,800																																																														
	ジェット・ポンプを使用しない場合	1回につき	900	900																																																														
海岸占用料				<table><tr><th colspan="5">魚島村海岸占用料</th></tr><tr><td colspan="5">(1) 占用料</td></tr><tr><th>種 目</th><th>期 間</th><th>単 位 数 量</th><th>金 額</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>耕作地</td><td>1年</td><td>1平方メートル</td><td>円 6</td><td></td></tr><tr><td>鉄道・軌道その他これに類するもの</td><td>1年</td><td>1平方メートル</td><td>25</td><td></td></tr><tr><td>船舶又は木材のけい留所、貯木場、浮標</td><td>1年</td><td>1平方メートル</td><td>37</td><td></td></tr><tr><td>看板・広告塔</td><td>1年</td><td>広告の面積1平方メートル</td><td>630</td><td></td></tr><tr><td>電柱</td><td>1年</td><td>1 本</td><td>250</td><td>支柱及び支線を含む。</td></tr><tr><td>その他の柱類</td><td>1年</td><td>1 本</td><td>500</td><td></td></tr><tr><td>送電塔</td><td>1年</td><td>1 基</td><td>760</td><td></td></tr><tr><td>漁業用敷地</td><td>1年</td><td>1平方メートル</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>養魚場</td><td>1年</td><td>1平方メートル</td><td>25</td><td></td></tr></table>	魚島村海岸占用料					(1) 占用料					種 目	期 間	単 位 数 量	金 額	摘 要	耕作地	1年	1平方メートル	円 6		鉄道・軌道その他これに類するもの	1年	1平方メートル	25		船舶又は木材のけい留所、貯木場、浮標	1年	1平方メートル	37		看板・広告塔	1年	広告の面積1平方メートル	630		電柱	1年	1 本	250	支柱及び支線を含む。	その他の柱類	1年	1 本	500		送電塔	1年	1 基	760		漁業用敷地	1年	1平方メートル	1		養魚場	1年	1平方メートル	25		魚島村のみ	当面は現行のとおりとする。
魚島村海岸占用料																																																																		
(1) 占用料																																																																		
種 目	期 間	単 位 数 量	金 額	摘 要																																																														
耕作地	1年	1平方メートル	円 6																																																															
鉄道・軌道その他これに類するもの	1年	1平方メートル	25																																																															
船舶又は木材のけい留所、貯木場、浮標	1年	1平方メートル	37																																																															
看板・広告塔	1年	広告の面積1平方メートル	630																																																															
電柱	1年	1 本	250	支柱及び支線を含む。																																																														
その他の柱類	1年	1 本	500																																																															
送電塔	1年	1 基	760																																																															
漁業用敷地	1年	1平方メートル	1																																																															
養魚場	1年	1平方メートル	25																																																															

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																																																																															
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																																																																																	
				<table><tr><td>けい船くい</td><td>1年</td><td>1 本</td><td>250</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">諸管の埋架設</td><td>径口0.2メートル未満のもの</td><td>1年</td><td>1メートル</td><td>25</td></tr><tr><td>径口0.2メートル以上0.5メートル未満のもの</td><td>1年</td><td>1メートル</td><td>50</td></tr><tr><td>径口0.5メートル以上のもの</td><td>1年</td><td>1メートル</td><td>75</td></tr><tr><td>伴工なもの</td><td>1年</td><td>1平方メートル</td><td>37</td></tr><tr><td rowspan="4">その他の土地</td><td>その他のものを</td><td>1年</td><td>1平方メートル</td><td>50</td></tr><tr><td>わ工作物なもの</td><td>1年</td><td>1平方メートル</td><td>25</td></tr><tr><td>その他のものを伴</td><td>1年</td><td>1平方メートル</td><td>31</td></tr><tr><td>その他のもの</td><td colspan="3">類似の種目に準じて村長の定める額</td><td></td></tr></table> 備考 1 期間が1月未満のものにあつては、この表の規定にかかわらず、同表に規定する金額に103分の105を乗じて得た額（1円未満切捨て）を同表に規定する金額とする。 2 期間が1年に満たない場合は、この表に掲げる金額の12分の1を1月の金額とし、期間が1月に満たない場合は、これを1月とみなして計算する。 3 面積又は長さにおいてこの表に定める単位に満たない端数を生じた場合は、これを切り上げて計算する。 4 1件の占用料に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。 5 1件の占用料が100円未満の場合は、100円とする。 (2) 土石採取料 <table><tr><th colspan="2">種 目</th><th>単位</th><th>金額</th><th>摘 要</th></tr><tr><td colspan="2">土砂</td><td>1立方メートル</td><td>円42</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">かき込み砂利</td><td>1立方メートル</td><td>53</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">砂・砂利</td><td>1立方メートル</td><td>64</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">栗石・玉石</td><td>1立方メートル</td><td>110</td><td>こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの</td></tr><tr><td rowspan="2">転石</td><td>こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの</td><td>1立方メートル</td><td>1,610</td><td></td></tr><tr><td>こう長60センチメートル以上のもの</td><td>1立方メートル</td><td>3,220</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">その他のもの</td><td colspan="2">類似の種目に準じて村長が定める額</td><td></td></tr></table> 備考 1 数量においてこの表に定める単位に満たない端数を生じた場合は、これを切り上げて計算する。 2 1件の土石採取料が100円未満の場合は、100円とする。	けい船くい	1年	1 本	250		諸管の埋架設	径口0.2メートル未満のもの	1年	1メートル	25	径口0.2メートル以上0.5メートル未満のもの	1年	1メートル	50	径口0.5メートル以上のもの	1年	1メートル	75	伴工なもの	1年	1平方メートル	37	その他の土地	その他のものを	1年	1平方メートル	50	わ工作物なもの	1年	1平方メートル	25	その他のものを伴	1年	1平方メートル	31	その他のもの	類似の種目に準じて村長の定める額				種 目		単位	金額	摘 要	土砂		1立方メートル	円42		かき込み砂利		1立方メートル	53		砂・砂利		1立方メートル	64		栗石・玉石		1立方メートル	110	こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの	転石	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートル	1,610		こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートル	3,220		その他のもの		類似の種目に準じて村長が定める額				
けい船くい	1年	1 本	250																																																																																		
諸管の埋架設	径口0.2メートル未満のもの	1年	1メートル	25																																																																																	
	径口0.2メートル以上0.5メートル未満のもの	1年	1メートル	50																																																																																	
	径口0.5メートル以上のもの	1年	1メートル	75																																																																																	
	伴工なもの	1年	1平方メートル	37																																																																																	
その他の土地	その他のものを	1年	1平方メートル	50																																																																																	
	わ工作物なもの	1年	1平方メートル	25																																																																																	
	その他のものを伴	1年	1平方メートル	31																																																																																	
	その他のもの	類似の種目に準じて村長の定める額																																																																																			
種 目		単位	金額	摘 要																																																																																	
土砂		1立方メートル	円42																																																																																		
かき込み砂利		1立方メートル	53																																																																																		
砂・砂利		1立方メートル	64																																																																																		
栗石・玉石		1立方メートル	110	こう長6センチメートル以上30センチメートル未満のもの																																																																																	
転石	こう長30センチメートル以上60センチメートル未満のもの	1立方メートル	1,610																																																																																		
	こう長60センチメートル以上のもの	1立方メートル	3,220																																																																																		
その他のもの		類似の種目に準じて村長が定める額																																																																																			

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容											
	弓 削 町		生 名 村				岩 城 村		魚 島 村								
漁港施設使用料	弓削町漁港利用料				岩城村漁港利用料				魚島村漁港利用料				利用料、使用料、占用料に差異がある。	当面は現行のとおりとし、新町において統一する方向で検討する。			
	(1) 利用料				(1) 利用料				(1) 利用料								
	種 別		利用品目	単 位	料金	種 別		利用品目	単 位	料金	施設の種別				利用品目	単 位	料金
	物揚場	鮮魚介類	重量50キログラムにつき	円 1	物揚場	鮮魚介類	重量50キログラムにつき	円 1	岸壁及び物揚場	鮮魚介類	重量50キログラムにつき	円 1					
		一般貨物	重量1トンにつき	30		一般貨物	重量1トンにつき	20		一般貨物	重量1トンにつき	20					
	(2) 使用料				(2) 使用料				(2) 使用料								
	種 別		利用品目	単 位	料金	種 別		利用品目	単 位	料金	種 別				利用品目	単 位	料金
	干場・野積場・その他の公共用地	漁港施設用地	1日1平方メートルにつき	円 3.5	干場・野積場・その他の公共用地	漁港施設用地	1日1平方メートルにつき	円 1	干場その他の公共用地	漁港施設用地	1日1平方メートルにつき	円 1					
	泊 地	地元船以外の船舟	1日船舟の総トン数1トンにつき	1	泊 地	地元船以外の船舟	1日船舟の総トン数1トンにつき	1	泊 地	地元船以外の船舟	1日船舟の総トン数1トンにつき	1					
		いかだ類	1日1平方メートルにつき	1		いかだ類	1日1平方メートルにつき	1		いかだ類	1日1平方メートルにつき	1					
けい船料	定 期 船	総トン数20トン未満1ヶ月につき	1,000	定 期 船	総トン数20トン未満1ヶ月につき	1,000	定 期 船	総トン数20トン未満1ヶ月につき	1,000	けい留船舟	1日1トンにつきただし、前項利用料を納入した船舟であって役期間中のものは無料とする。	1					
		総トン数50トン未満1ヶ月につき	1,300		総トン数50トン未満1ヶ月につき	1,300		総トン数50トン未満1ヶ月につき	1,300								
		総トン数100トン未満1ヶ月につき	1,600		総トン数100トン未満1ヶ月につき	1,600		総トン数100トン未満1ヶ月につき	1,600								
		総トン数200トン未満1ヶ月につき	2,000		総トン数200トン未満1ヶ月につき	2,000		総トン数200トン未満1ヶ月につき	2,000								
		200トン以上	2,500		200トン以上	2,500		200トン以上	2,500								
		不定期船	1日船舟の総トン数1トンにつき		2	不定期船		1日船舟の総トン数1トンにつき	2		不定期船	1日船舟の総トン数1トンにつき	2				
	フェリーボート	大 型 車	1台につき	30	フェリーボート	大 型 車	1台につき	30	漁業施設用地	工作物、その他これに類するもの	1ヶ月	1平方メートル	10円				
		中 型 車	1台 "	24		中 型 車	1台 "	24		広 告 板	"	1基	10円				
		小 型 車	1台 "	21		小 型 車	1台 "	21		荷役機械	"	1平方メートル以内	100円				
		自 転 車	1台 "	3		自 転 車	1台 "	3		油類・タンク類	"	"	100円以内				
けい船岸	単 車	1台 "	5	けい船岸	単 車	1台 "	5	H 型 柱	"	1本	50円以内						
	旅客大人(12歳以上)	1人	2		旅客大人(12歳以上)	1人	2		電柱支柱支線	"	"	50円					
	旅客小人(6歳以上)	1人	1		旅客小人(6歳以上)	1人	1		鉄 塔	"	"	100円					
	貨 物	1トン	2		貨 物	1トン	2		管類埋架設	"	1メートル以内	20円以内					
(3) 占用料				(3) 占用料				(3) 占用料									
種 別		占用種目	単 位	料金	種 別		占用種目	単 位	料金	種 別		占用種目	単 位	料金			
漁業施設	工作物その他これに類するもの	1ヶ年	1平方メートル	円 30	漁業施設	工作物その他これに類するもの	1ヶ年	1平方メートル	円 10	用地	工作物その他これに類するもの	1ヶ年	1平方メートル	円 10			
	広 告 板	1ヶ月	1基	50		広 告 板	1ヶ月	1基	10		広 告 板	1ヶ月	1基	10			
注				注				注									
1 占用の期間が1ヶ年に満たないものは、この表に掲げる料金（日をもって定めたものを除く。）の12分の1を1ヶ月の料金としてその期間が1ヶ月に満たない場合は、これを1ヶ月とみなして計算する。				1 占用の期間が1ヶ年に満たないものは、この表に掲げる料金（日をもって定めたものを除く。）の12分の1を1ヶ月の料金としてその期間が1ヶ月に満たない場合は、これを1ヶ月とみなして計算する。				1 占用の期間が1月に満たない場合は（日をもって定めたものを除く。）、これを1月とみなして計算する。									
2 面積又は長さにおいてこの表に定める単位に満たない端数を生じた場合は切り上げて計算する。				2 面積又は長さにおいてこの表に定める単位に満たない端数を生じた場合は切り上げて計算する。				2 面積がこの表に定める単位に満たない端数を生じた場合は、切り上げて計算する。									
3 この表に掲げるもの以外のものについては、類似の種目に準じて算定する。				3 この表に掲げるもの以外のものについては、類似の種目に準じて算定する。				3 1件の料金は50円をもって最低とする。									
								4 この表に掲げるもの以外のものについては類似の種目に準じて算定する。									
								5 この表により算出した総額に5パーセントを加算する。									

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況					課 題	調 整 内 容												
	弓 削 町		生 名 村		岩 城 村			魚 島 村											
	(4) 土砂採取料					(4) 土砂採取料					(4) 土砂採取料								
	区分	種 目	単 位 期間数量	料金	摘要	区分	種 目	単 位 期間数量	料金	摘要	区分	種 目	単 位 期間数量	料金	摘要				
	土 砂 採取料	土 砂	1立方 メートル	円 21	こう長 6センチメ ートル以上 30センチメ ートル未満 のもの	土 砂 採取料	土 砂	1立方 メートル	円 21	こう長 6センチメ ートル以上 30センチメ ートル未満 のもの	土 砂 採取料	土 砂	1立方 メートル	円 21	こう長 6センチメ ートル以上 30センチメ ートル未満 のもの				
		かきこみ	同	42			かきこみ	同	42			かきこみ	同	42					
砂利		同	53	砂利			同	53	砂利			同	53						
砂・砂利 栗石・玉石		同	53	砂・砂利 栗石・玉石			同	53	砂・砂利 栗石・玉石			同	53						
	占用料	電柱、支 柱、支線	1年 1本	52	直径30 センチメ ートルを 増すこ とに20 円を加 算	占用料	電柱、支 柱、支線	1年 1本	52	直径30 センチメ ートルを 増すこ とに20 円を加 算	占用料	物干場、 物置場	1年 1平方 メートル	20	直径30 センチメ ートルを 増すこ とに20 円を加 算				
		鉄塔、 H型柱	同 1基	104			鉄塔、 H型柱	同 1基	104			作業場、 仮小屋	同 同	26					
		広 告 物	同 同	104			広 告 物	同 同	104			船舶	同 同	31					
		各 種 機 械	同 同	31			各 種 機 械	同 同	31			けい留所	同 同	31					
		管 類	同 1メートル	直径30 センチメ ートル以 内			管 類	同 1メートル	直径30 センチメ ートル以 内			浮 標	同 同	31					
		物干場、 物置場	同 1平方 メートル	20			物干場、 物置場	同 1平方 メートル	20			広告物 設置	同 1基	104					
		作業場、 仮小屋	同 同	26			作業場、 仮小屋	同 同	26			電柱、支 柱、支線	同 1本	52					
		船舶けい 留所、浮標	同 同	31			船舶けい 留所、浮標	同 同	31			鉄塔、 H型柱	同 1基	104					
		けい船 くい	同 1本	20			けい船 くい	同 1本	20			けい船杭	同 1本	20					
		電 線 類	同 1メートル	2			電 線 類	同 1メートル	2			各種機械 設置	同 1基	31					
		その他の 工作物	同 1平方 メートル	36			その他の 工作物	同 1平方 メートル	36			管類 埋架設	同 1メートル	直径30 センチメ ートルを 増すこ とに20 円を加 算					
		工作物を設 けないもの	同 同	20			工作物を設 けないもの	同 同	20			ケーブル、 索道	同 同	4					
		ケーブル、 索道	同 1メートル	4			ケーブル、 索道	同 1メートル	4			電 線 類	同 同	2					
									その他の 工作物			同 同	36						
									工作物を設 けないもの			同 同	20						

注 1 1立方メートル未満の端数があるときは、1立方メートルとする。

2 (1)～(3)表注の規定は、この表の規定を適用する場合について準用する。

岩城村漁港施設使用料				
施 設	種別	単 位	使用料	摘要
岸壁及び 物揚場	けい船	けい留 1回24 時間まで ごとに	200円	ただし 本村在 籍船は 無 料
		けい留 1回総トン 数1トン につき24 時間まで ごとに	フェリー ボート 1円50銭 客船等 1円50銭	

ただし、途中寄港の場合は往復1回とする。

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																		
			岩城村港務所使用料 (1) 港務所使用料 ア 売店の使用料 月額510円 ただし、区長が売店の使用を希望するものについて、使用料等の条件を競争入札に付して定めた額によることができる。 イ 自転車置場使用料 自転車 1台1箇月につき50円 原動機付自転車、2輪の軽自動車 1台1箇月につき80円 (2) 棧橋使用料 ア 船舶繫船料（村内の農耕漁船を除く。） 1回につき50円 イ 貨物の積卸し（村内の農耕漁用の物件を除く。） 1個（石油箱大を標準とする。）につき10円																			
ふ頭用地使用料		<table><tr><th colspan="2">ふ頭用地使用料</th></tr><tr><th>種 類</th><th>1日、1㎡当たりの使用単価</th></tr><tr><td>石 材 類</td><td>2円</td></tr><tr><td>金 属 類</td><td>2円</td></tr><tr><td>木 材 類</td><td>2円</td></tr><tr><td>工 作 物</td><td>2円</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>2円</td></tr><tr><td colspan="2">上記使用単価に基づき算定した額に5パーセント加算した額を使用料として徴収する。 使用料算定に1円未満の端数が生じたときは、その端数は四捨五入する。</td></tr></table>	ふ頭用地使用料		種 類	1日、1㎡当たりの使用単価	石 材 類	2円	金 属 類	2円	木 材 類	2円	工 作 物	2円	そ の 他	2円	上記使用単価に基づき算定した額に5パーセント加算した額を使用料として徴収する。 使用料算定に1円未満の端数が生じたときは、その端数は四捨五入する。					当面は現行のとおりとする。
ふ頭用地使用料																						
種 類	1日、1㎡当たりの使用単価																					
石 材 類	2円																					
金 属 類	2円																					
木 材 類	2円																					
工 作 物	2円																					
そ の 他	2円																					
上記使用単価に基づき算定した額に5パーセント加算した額を使用料として徴収する。 使用料算定に1円未満の端数が生じたときは、その端数は四捨五入する。																						

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容										
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村												
共同作業場使用料	弓削町共同作業場使用料 ○ 使用料は、年額116,000円を、使用者から徴収する。					当面は現行のとおりとする。										
農水産物処理加工施設 使用料			<table><tr><th colspan="2">岩城村農水産物処理加工施設使用料</th></tr><tr><th>区 分</th><th>使 用 料</th></tr><tr><td>レモン果汁加工室</td><td>1,000円/日</td></tr><tr><td>レモンハート加工室</td><td>1,000円/日</td></tr><tr><td>漬 物 加 工 室</td><td>1,000円/日</td></tr></table>	岩城村農水産物処理加工施設使用料		区 分	使 用 料	レモン果汁加工室	1,000円/日	レモンハート加工室	1,000円/日	漬 物 加 工 室	1,000円/日			当面は現行のとおりとする。
岩城村農水産物処理加工施設使用料																
区 分	使 用 料															
レモン果汁加工室	1,000円/日															
レモンハート加工室	1,000円/日															
漬 物 加 工 室	1,000円/日															
農産物集荷場使用料		生名村農産物集荷場使用料 (1) 各種農産物 1日（10kg当たり） 1円 (2) その他のもの 1日当たり 1,000円				当面は現行のとおりとする。										

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容													
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村															
C A T V放送使用料	弓削町C A T V放送使用料 <table><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td>基本料金 (1引込線)</td><td>月額 1,100円 (保安器1個)</td></tr><tr><td>ホームターミナル 使用料金</td><td>月額 1台につき 500円</td></tr></table> - 基本料金及びホームターミナル使用料金にそれぞれ消費税及び地方消費税を加算した金額を徴収する。 - C A T V放送の加入金は、1世帯につき30,000円(消費税及び地方消費税は含まない。)とし、加入の際これを徴収する。	区 分	金 額	基本料金 (1引込線)	月額 1,100円 (保安器1個)	ホームターミナル 使用料金	月額 1台につき 500円			魚島村ケーブルテレビジョン使用料 ○ 1世帯（保安器1個）につき、月額200円とする。	弓削町と魚島村の格差	当面は現行のとおりとする。							
区 分	金 額																		
基本料金 (1引込線)	月額 1,100円 (保安器1個)																		
ホームターミナル 使用料金	月額 1台につき 500円																		
C A T V広告放送使用料	弓削町C A T V広告放送使用料 (1) 使用料 <table><tr><th>放送形態</th><th>金 額</th></tr><tr><td rowspan="2">映 像 回 覧 板 放 送 時 に お け る 広 告 放 送</td><td>3,000円/日 (1画面 約30秒) (10回未満/日放送)</td></tr><tr><td>4,000円/日 (1画面 約30秒) (10回以上/日放送)</td></tr></table> 上記使用料の消費税及び地方消費税は別途必要です。 (2) C M制作料 <table><tr><th>区 分</th><th>金 額</th></tr><tr><td>文 字 放 送 (音声・BGM・テロップのみ)</td><td>円 2,000</td></tr><tr><td>文 字 放 送 (背景写真取り込み)</td><td>3,000</td></tr><tr><td>文 字 放 送 (背 景 動 画)</td><td>10,000</td></tr></table> 上記使用料の消費税及び地方消費税は別途必要です。	放送形態	金 額	映 像 回 覧 板 放 送 時 に お け る 広 告 放 送	3,000円/日 (1画面 約30秒) (10回未満/日放送)	4,000円/日 (1画面 約30秒) (10回以上/日放送)	区 分	金 額	文 字 放 送 (音声・BGM・テロップのみ)	円 2,000	文 字 放 送 (背景写真取り込み)	3,000	文 字 放 送 (背 景 動 画)	10,000					弓削町の例により合併時に統合する。
放送形態	金 額																		
映 像 回 覧 板 放 送 時 に お け る 広 告 放 送	3,000円/日 (1画面 約30秒) (10回未満/日放送)																		
	4,000円/日 (1画面 約30秒) (10回以上/日放送)																		
区 分	金 額																		
文 字 放 送 (音声・BGM・テロップのみ)	円 2,000																		
文 字 放 送 (背景写真取り込み)	3,000																		
文 字 放 送 (背 景 動 画)	10,000																		

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																																																			
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																																																					
水道使用料	上島上水道企業団給水料 【上島上水道企業団】 (1) 給水料金 <table><tr><th colspan="2">基 本</th><th colspan="2">超 過</th><th>その他</th></tr><tr><th>水量</th><th>料 金</th><th>水量</th><th>料 金</th><th>臨時用</th></tr><tr><td>5</td><td>1,200円</td><td>6 以上</td><td>270円</td><td>800 (円/)</td></tr></table> (2) 量水器使用料 <table><tr><th>口 径</th><th>量水器使用料</th></tr><tr><td>20mm</td><td>220円</td></tr><tr><td>25mm</td><td>250円</td></tr><tr><td>30mm</td><td>400円</td></tr><tr><td>40mm</td><td>500円</td></tr><tr><td>50mm</td><td>1100円</td></tr><tr><td>65mm以上</td><td>企業長が定める。</td></tr></table> (3) 加入金 <table><tr><th>口 径</th><th>加 入 金</th></tr><tr><td>20mm</td><td>50,000円</td></tr><tr><td>25mm</td><td>90,000円</td></tr><tr><td>30mm</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>40mm</td><td>300,000円</td></tr><tr><td>50mm</td><td>500,000円</td></tr><tr><td>65mm以上</td><td>企業長が定める。</td></tr></table> - 給水料金の額は、上表(1)に定める区分により基本料金と超過料金との合計額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 - 給水料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ、企業長が、定めた日をいう。）に、領す域の点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、企業長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。 - 量水器の使用料は、上表(2)に定める区分による額に100分の105を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。 - 月の途中において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの給水料金及び使用料は次の通りとする。 使用水量が、基本水量の2分の1以下のとき、基本料金の2分の1 使用水量が、基本水量の2分の1を超えるときは、1ヶ月として算定した金額 - 月の途中において、給水装置の種類及び用途の変更又は量水器の口径変更がある場合は、その使用日数の多い料率を適用する。 - 量水器の使用料は、給水日数が15日未満のときは所定金額の2分の1とし、給水日数が15日以上ときは1ヶ月とみなして算定する。 - 加入金の額は、量水器の口径に応じ上表(3)に定める額に100分の105を乗じて得た額とする。ただし、給水装置を改造しようとする者に係る加入金の額は、改造後の給水装置に係る量水器の口径に対応する加入金の額から改造前の給水装置に係る量水器の口径に対応する加入金の額を控除して得た額とし、従前の給水装置を撤去し新規に給水装置を設置しようとする者に係る加入金の額は、新規に設置しようとする給水装置に係る量水器の口径に対応する加入金の額から撤去しようとする給水装置に係る量水器の口径に対応する加入金の額を控除して得た額とする。 魚島村簡易水道使用料 (1) 一般用給水装置 ア 基本料金 2立方メートルまで 530円 イ 超過料金 <table><tr><th>使 用 数 量</th><th>1立方メートル当たりの料金</th></tr><tr><td>3立方メートルから10立方メートルまで</td><td>円 260</td></tr><tr><td>11立方メートルから20立方メートルまで</td><td>320</td></tr><tr><td>21立方メートルから30立方メートルまで</td><td>370</td></tr><tr><td>31立方メートルから40立方メートルまで</td><td>470</td></tr><tr><td>41立方メートル以上</td><td>890</td></tr></table> (2) 産業用給水装置 1立方メートルにつき 890円 (3) 臨時用給水装置 890円 - 料金は、定例日にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、村長は、これを変更することができる。	基 本		超 過		その他	水量	料 金	水量	料 金	臨時用	5	1,200円	6 以上	270円	800 (円/)	口 径	量水器使用料	20mm	220円	25mm	250円	30mm	400円	40mm	500円	50mm	1100円	65mm以上	企業長が定める。	口 径	加 入 金	20mm	50,000円	25mm	90,000円	30mm	150,000円	40mm	300,000円	50mm	500,000円	65mm以上	企業長が定める。	使 用 数 量	1立方メートル当たりの料金	3立方メートルから10立方メートルまで	円 260	11立方メートルから20立方メートルまで	320	21立方メートルから30立方メートルまで	370	31立方メートルから40立方メートルまで	470	41立方メートル以上	890	現行のとおりとする。
基 本		超 過		その他																																																					
水量	料 金	水量	料 金	臨時用																																																					
5	1,200円	6 以上	270円	800 (円/)																																																					
口 径	量水器使用料																																																								
20mm	220円																																																								
25mm	250円																																																								
30mm	400円																																																								
40mm	500円																																																								
50mm	1100円																																																								
65mm以上	企業長が定める。																																																								
口 径	加 入 金																																																								
20mm	50,000円																																																								
25mm	90,000円																																																								
30mm	150,000円																																																								
40mm	300,000円																																																								
50mm	500,000円																																																								
65mm以上	企業長が定める。																																																								
使 用 数 量	1立方メートル当たりの料金																																																								
3立方メートルから10立方メートルまで	円 260																																																								
11立方メートルから20立方メートルまで	320																																																								
21立方メートルから30立方メートルまで	370																																																								
31立方メートルから40立方メートルまで	470																																																								
41立方メートル以上	890																																																								

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容							
	弓 削 町		生 名 村				岩 城 村		魚 島 村				
排水施設使用料	弓削町公共下水道使用料				生名村公共下水道使用料				魚島村下水道使用料				
	種別	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料 (1 につき)								
	一 般	10	円 1,000	10 を超え	円	1 一般家庭				(1) 一般家庭用			
20 まで				110	(1) 基本料金 1世帯につき 1,500円				ア 基本料金 1世帯（1住居）1,020円				
20 を超え					(2) 人数割料金 1人につき 300円				イ 人数割料金				
30 まで				130	年に数回使用する場合は、基本料金の3か月分を当該年度使用料とする。								
30 を超え					2 事業所（宿泊施設）								
50 まで	145	(1) 基本料金 1施設につき 3,000円				(1) 基本料金 1施設につき 3,000円				(2) 業務用			
50 を超え	160	(2) 居住人員割料金 1人につき 300円				(2) 居住人員割料金 1人につき 300円				基本料金1,020円及び使用水量			
						(3) 収容人員加算料金 収容人員20人まで 1,500円				1立方メートル当たり 100円			
						収容人員40人まで 3,000円							
						収容人員60人まで 4,500円							
						収容人員80人まで 6,000円							
						3 事業所（宿泊施設を除く事業所）							
						(1) 基本料金 1施設につき 3,000円							
						(2) 居住人員割料金 1人につき 300円							
						(3) 従業員加算料金 従業員20人まで 600円							
						従業員40人まで 1,800円							
						従業員60人まで 3,000円							
						・ 使用料の額は、上記に定めるところにより算出した合計額に、消費税及び地方消費税を加算した額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。ただし、上記に定める施設以外の施設については、使用者の使用の態様を勘案して村長が決定する。							
						・ 使用者が使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときも、当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。							
	弓削町農業集落排水処理施設使用料								岩城村農業集落排水処理施設使用料				
	種別	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料 (1 につき)	人 員 使 用 料							
	一 般	10	円 1,000	10 を超え	円	2人以上 1世帯当たり月額 2,500円							
20 まで				110	3人から4人 1世帯当たり月額 3,500円								
20 を超え					5人以上 1世帯当たり月額 4,500円								
30 まで				130	(注) この表に掲げる使用料の額は、消費税を含む。								
30 を超え													
50 まで	145												
50 を超え	160												
						1 使用料は、世帯の人員等により算定する。							
						2 使用料の算定基準日は、4月1日及び10月1日とする。ただし、村長が特別の理由により必要と認めたときは、これを変更することができる。							
						3 使用者が月の途中において、施設の使用を開始、休止又は廃止したときの使用料の算定は、使用日数に応じ、日割計算とする。							
	1 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した下水の量に応じ、上表に定めるところにより算出した合計額に、消費税及び地方消費税を加算した額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。												当面は現行のとおりとし、新町において財政規模などを基に、統一する方向で検討する。
	2 使用者が排除した下水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。												
	水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。												
	水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。												
	水道水及び水道水以外の水を併用して排除した場合は、水道の使用量と前号の方法により認定した水量を合計した使用水量とする。												
	製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い公共下水道に排除する下水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用月、その使用月に公共下水道に排除した下水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して5日以内に町長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、町長は、その申告書の記載を勘案して、その使用者の排除した下水の量を認定するものとする。												
	3 使用者が使用月の中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときも、当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。												

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																						
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																								
	水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。 水道水及び水道水以外の水を併用して排除した場合は、水道の使用量と前号の方法により認定した水量を合計した使用水量とする。 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用月、その使用月に施設に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して5日以内に町長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、町長は、その申告書の記載を勘案して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。 3 使用者が使用月の中途において施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときも、当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。																											
	<table><tr><th colspan="5">弓削町特定地域生活排水処理施設使用料</th></tr><tr><th>種別</th><th>基本水量</th><th>基本使用料</th><th>超過水量</th><th>超過使用料 (1 につき)</th></tr><tr><td rowspan="5">一般</td><td rowspan="5">10</td><td rowspan="5">円 1,000</td><td>10 を超え 20 まで</td><td>円 110</td></tr><tr><td>20 を超え 30 まで</td><td>130</td></tr><tr><td>30 を超え 50 まで</td><td>145</td></tr><tr><td>50 を超えるもの</td><td>160</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> 1 使用料は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、上表に定めるところにより算出した合計額に、消費税及び地方消費税を加算した額（1円未満の端数は切り捨てる。）とする。 2 使用者が排除した汚水の量の算定は、次の各号の定めるところによる。 水道水を排除した場合は、水道の使用水量とする。ただし、2以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合においてそれぞれの使用者の使用水量を確認することができないときは、それぞれの使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。 水道水以外の水を排除した場合は、その使用水量とし、当該使用水量は使用者の使用の態様を勘案して町長が認定する。 水道水及び水道水以外の水を併用して排除した場合は、水道の使用量と前号の方法により認定した水量を合計した使用水量とする。 製氷業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量がその営業に伴い合併処理浄化槽に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者は、規則で定めるところにより、毎使用月、その使用月に合併処理浄	弓削町特定地域生活排水処理施設使用料					種別	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料 (1 につき)	一般	10	円 1,000	10 を超え 20 まで	円 110	20 を超え 30 まで	130	30 を超え 50 まで	145	50 を超えるもの	160						当面は現行のとおりとする。
弓削町特定地域生活排水処理施設使用料																												
種別	基本水量	基本使用料	超過水量	超過使用料 (1 につき)																								
一般	10	円 1,000	10 を超え 20 まで	円 110																								
			20 を超え 30 まで	130																								
			30 を超え 50 まで	145																								
			50 を超えるもの	160																								

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村		
	化槽に排除した汚水の量及びその算出の根拠を記載した申告書を、その使用月の末日から起算して5日以内に町長に提出しなければならない。この場合においては、前2号の規定にかかわらず、町長は、その申告書の記載を勘案して、その使用者の排除した汚水の量を認定するものとする。					
	3 使用者が使用月の中途において合併処理浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときも、当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。					
し尿処理場使用料		上島地区し尿処理場使用料 【上島地区衛生事務組合】 ○ 1リットルにつき 1.05円				現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針

	16 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況					課 題	調 整 内 容																				
	弓 削 町		生 名 村		岩 城 村			魚 島 村																			
公営住宅使用料	弓削町営住宅使用料					生名村営住宅使用料					岩城村営住宅使用料					魚島村営住宅使用料					使用料に差異	現行のとおりとする。					
	住宅名	建設年度	構 造	戸数（戸）	一戸当り面積（㎡）	平均家賃（円/月）	住宅名	建設年度	構 造	戸数（戸）	一戸当り面積（㎡）	平均家賃（円/月）	住宅名	建設年度	構 造	戸数（戸）	一戸当り面積（㎡）	平均家賃（円/月）	住宅名	建設年度			構 造	戸数（戸）	一戸当り面積（㎡）	平均家賃（円/月）	
	緑ヶ丘	S42	簡易耐火平屋	8	36.00	3,800	恵生A団地	S29	特殊耐火2 F	10	46.44	5,620	鶴山住宅	S40	簡易耐火木造平屋	20	31.00	5,840	魚島第1 2 F海側	S55			中層耐火4 F	2	54.10	13,400	
	緑ヶ丘	S42	簡易耐火平屋	10	31.00	3,000	恵生A団地	S34	木造平屋	13	34.71	3,108	鳩岡住宅	S46	簡易耐火木造平屋	10	35.00	7,320	魚島第1 2 F山側	S55			中層耐火4 F	2	50.20	18,950	
	緑ヶ丘	S43	簡易耐火平屋	16	31.50	5,500	恵生B団地	S32	木造平屋	5	34.71	2,313	石ヶ坪A棟	S48	中層耐火鉄筋3 F	18	41.00	14,290	魚島第1 3・4F東	S60			中層耐火4 F	2	64.20	35,300	
	緑ヶ丘	S43	簡易耐火平屋	4	36.50	7,000	恵生B団地	S33	木造平屋	5	31.40 28.09	2,620 2,380	石ヶ坪B棟	S52	中層耐火鉄筋3 F	24	53.00	17,723	魚島第1 3・4F中	S60			中層耐火4 F	2	71.20	20,900	
	緑ヶ丘	S44	簡易耐火平屋	8	36.50	6,800	恵生B団地	S34	木造平屋	4	34.71	3,825	石ヶ坪C棟	H1	中層耐火鉄筋4 F	12	62.00	25,052	魚島第1 3・4F西	S60			中層耐火4 F	2	69.20	28,750	
	緑ヶ丘	S44	簡易耐火平屋	12	31.50	5,500	恵生C団地	S28	木造平屋	4	34.71	1,525							魚島第2 2・3F海・山側	H6			中層耐火4 F	4	63.70	23,075	
	緑ヶ丘	S44	簡易耐火2 F	24	31.50	7,100	恵生C団地	S32	木造平屋	5	34.71	2,560							魚島第2 2・3F中央	H6			中層耐火4 F	2	61.60	59,700	
	緑ヶ丘	S44	簡易耐火2 F	24	39.70	10,500	恵生C団地	S34	木造平屋	3	34.71	2,560															
	緑ヶ丘	S45	簡易耐火2 F	24	39.70	9,300	稲浦A団地	S43	木造平屋	10	32.26	4,425															
	緑ヶ丘	S46	簡易耐火2 F	18	43.20	11,200	稲浦B団地	S41	木造平屋	10	36.40	4,220															
	緑ヶ丘	S46	簡易耐火2 F	12	39.70	9,700	稲浦C団地	S35	木造平屋	4 6	34.78 40.72	2,800 3,125															
	緑ヶ丘	S56	簡易耐火平屋	4	62.50	13,900	西浦公営住宅	H14	木造平屋	4 6	57.76 78.06	— —															
	緑ヶ丘	S58	簡易耐火2 F	4	63.40	20,600																					
	教員住宅使用料	弓削町教員住宅使用料					生名小・中学校教員住宅使用料					岩城村教員住宅使用料					魚島村教員住宅使用料							現行のとおりとする。 弓削町教員住宅使用料の引野教員宿舎及び については、H15.4.1から6,400円/月			
住宅名		建設年度	構 造	戸数（戸）	一戸当り面積（㎡）	家賃（円/月）	住宅名	建設年度	構 造	戸数（戸）	一戸当り面積（㎡）	家賃（円/月）	住宅名	建設年度	構 造	戸数（戸）	一戸当り面積（㎡）	家賃（円/月）	住宅名	建設年度	構 造	戸数（戸）			一戸当り面積（㎡）	家賃（円/月）	
引野教員宿舎		S52	鉄骨2 F	10	26.64	5,400	教員住宅A棟	S51	補強コンクリートﾌﾞﾛｯｸ造2F	4	56.75	4,500	校長用住宅	S49	簡易耐火木造平屋	2	39.50	8,800	第3教員住宅	H13	木造2階	4			46.02	20,000	
引野教員宿舎		S52	鉄骨2 F	2	59.94	8,800	教員住宅B棟	S51	補強コンクリートﾌﾞﾛｯｸ造2F	12	44.25	3,500	教員住宅鳩岡(家族用)	S45	簡易耐火木造平屋	4	40.00	7,000	第4教員住宅	H14	木造2階	4			44.22	20,000	
引野教員宿舎		S53	鉄骨2 F	5	59.94	8,800							教員住宅鳩岡(単身用)	S45	簡易耐火木造平屋	4	20.00	4,100									
引野教員宿舎		S54	鉄骨2 F	10	26.64	5,400																					
佐島教員宿舎		S53	鉄骨2 F	4	26.64	5,400																					
佐島教員宿舎		S53	鉄骨平屋	2	59.94	8,800																					

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																												
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																														
斎場使用料	弓削町斎場使用料 ○ 町民の場合 <table><tr><th>区 分</th><th>単 位</th><th>使用料</th></tr><tr><td>火葬施設</td><td>1体につき</td><td>円 30,000</td></tr><tr><td>待合施設</td><td>1時間につき</td><td>2,000</td></tr><tr><td>テ ン ト</td><td>1回につき</td><td>500</td></tr></table> ○ 町民でない場合 上表使用料の額の1.5倍	区 分	単 位	使用料	火葬施設	1体につき	円 30,000	待合施設	1時間につき	2,000	テ ン ト	1回につき	500	生名村火葬場使用料 ○ 村民の場合 <table><tr><th>区 分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>満13歳以上の死体</td><td>円 10,000</td></tr><tr><td>満13歳未満の死体</td><td>5,000</td></tr><tr><td>死胎児</td><td>2,000</td></tr></table> ○ 村民でない場合 <table><tr><th>区 分</th><th>使用料</th></tr><tr><td>満13歳以上の死体</td><td>円 15,000</td></tr><tr><td>満13歳未満の死体</td><td>8,000</td></tr><tr><td>死胎児</td><td>3,000</td></tr></table>	区 分	使用料	満13歳以上の死体	円 10,000	満13歳未満の死体	5,000	死胎児	2,000	区 分	使用料	満13歳以上の死体	円 15,000	満13歳未満の死体	8,000	死胎児	3,000	岩城村火葬場使用料 ○ 1体につき30,000円	魚島村火葬場使用料 ○ 1体につき10,000円 ただし、個人が取り扱ったときは、無料とする。	使用料の差異 魚島村の取扱い	当面は現行のとおりとし、新町において統一する方向で検討する。
区 分	単 位	使用料																																
火葬施設	1体につき	円 30,000																																
待合施設	1時間につき	2,000																																
テ ン ト	1回につき	500																																
区 分	使用料																																	
満13歳以上の死体	円 10,000																																	
満13歳未満の死体	5,000																																	
死胎児	2,000																																	
区 分	使用料																																	
満13歳以上の死体	円 15,000																																	
満13歳未満の死体	8,000																																	
死胎児	3,000																																	
斎場用自動車使用料	○ 霊柩車の使用は無料	生名村斎場用自動車使用料 ○ 斎場用自動車の使用料は無料	岩城村霊柩車使用料 ○ 霊柩車の使用は無料		現行のとおりとする。																													

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																																																																		
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																																																																				
駐車場使用料	<table><tr><th colspan="3">弓削町駐車場使用料</th></tr><tr><th>種 別</th><th>単 位</th><th>金 額</th></tr><tr><td>A</td><td>1ヶ月</td><td>3,150円</td></tr><tr><td>B</td><td>1ヶ月</td><td>3,680円</td></tr></table>	弓削町駐車場使用料			種 別	単 位	金 額	A	1ヶ月	3,150円	B	1ヶ月	3,680円		<table><tr><th colspan="4">生名村駐車場使用料</th></tr><tr><th>名称</th><th>タイプ</th><th>使用料(月)</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="1">立石港第1駐車場</td><td rowspan="1">普通専用</td><td rowspan="1">円 2,100</td><td rowspan="1">画は二区画以上使用する場 画を一〇五〇円とする。一区</td></tr><tr><td rowspan="5">立石港第2駐車場</td><td rowspan="2">普通専用</td><td rowspan="2">2,630</td><td rowspan="2">画は二区画以上使用する場 画を一二六〇円とする。一区</td></tr><tr><td rowspan="3">軽自動車専用</td><td rowspan="3">2,100</td><td rowspan="3">画は二区画以上使用する場 画を一〇五〇円とする。一区</td></tr><tr><td rowspan="3">自動車等臨時区画</td><td rowspan="3">50円 /時間</td><td rowspan="3">上の場合は一、日六時間以</td></tr><tr><td rowspan="2">自転車</td><td rowspan="2">円 270</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="2">単 車</td><td rowspan="2">420</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td rowspan="1">立石港第3駐車場</td><td rowspan="1">普通専用</td><td rowspan="1">2,100</td><td rowspan="1">画は二区画以上使用する場 画を一〇五〇円とする。一区</td></tr><tr><td rowspan="1">生名港第1駐車場</td><td rowspan="1">普通専用</td><td rowspan="1">1,580</td><td rowspan="1">画は二区画以上使用する場 画を七三〇円とする。一区</td></tr><tr><td colspan="4">その他：上記駐車場を使用するとき、区画外、道路等を包含して使用する場合は、1区画面積相当分530円とする。ただし、他の車に迷惑になる場合は、使用を中止する。</td></tr><tr><td colspan="4">・ 無断及び無許可で駐車場を使用、占有したときは、下表に定める過料を徴収する。</td></tr></table>	生名村駐車場使用料				名称	タイプ	使用料(月)	備考	立石港第1駐車場	普通専用	円 2,100	画は二区画以上使用する場 画を一〇五〇円とする。一区	立石港第2駐車場	普通専用	2,630	画は二区画以上使用する場 画を一二六〇円とする。一区	軽自動車専用	2,100	画は二区画以上使用する場 画を一〇五〇円とする。一区	自動車等臨時区画	50円 /時間	上の場合は一、日六時間以	自転車	円 270		単 車	420		立石港第3駐車場	普通専用	2,100	画は二区画以上使用する場 画を一〇五〇円とする。一区	生名港第1駐車場	普通専用	1,580	画は二区画以上使用する場 画を七三〇円とする。一区	その他：上記駐車場を使用するとき、区画外、道路等を包含して使用する場合は、1区画面積相当分530円とする。ただし、他の車に迷惑になる場合は、使用を中止する。				・ 無断及び無許可で駐車場を使用、占有したときは、下表に定める過料を徴収する。					<table><tr><th colspan="2">岩城村駐車場使用料</th></tr><tr><th>名 称</th><th>使用料(月額)</th></tr><tr><td>町 駐 車 場</td><td>3,200円</td></tr><tr><td>小 村 駐 車 場</td><td>1,100円</td></tr></table>	岩城村駐車場使用料		名 称	使用料(月額)	町 駐 車 場	3,200円	小 村 駐 車 場	1,100円			当面は現行のとおりとする。ただし、生名村の駐輪場については、無料とする。
	弓削町駐車場使用料																																																																							
	種 別	単 位	金 額																																																																					
	A	1ヶ月	3,150円																																																																					
	B	1ヶ月	3,680円																																																																					
	生名村駐車場使用料																																																																							
	名称	タイプ	使用料(月)	備考																																																																				
	立石港第1駐車場	普通専用	円 2,100	画は二区画以上使用する場 画を一〇五〇円とする。一区																																																																				
	立石港第2駐車場	普通専用	2,630	画は二区画以上使用する場 画を一二六〇円とする。一区																																																																				
					軽自動車専用	2,100	画は二区画以上使用する場 画を一〇五〇円とする。一区																																																																	
自動車等臨時区画		50円 /時間	上の場合は一、日六時間以																																																																					
				自転車				円 270																																																																
					単 車	420																																																																		
立石港第3駐車場	普通専用	2,100	画は二区画以上使用する場 画を一〇五〇円とする。一区																																																																					
生名港第1駐車場	普通専用	1,580	画は二区画以上使用する場 画を七三〇円とする。一区																																																																					
その他：上記駐車場を使用するとき、区画外、道路等を包含して使用する場合は、1区画面積相当分530円とする。ただし、他の車に迷惑になる場合は、使用を中止する。																																																																								
・ 無断及び無許可で駐車場を使用、占有したときは、下表に定める過料を徴収する。																																																																								
岩城村駐車場使用料																																																																								
名 称	使用料(月額)																																																																							
町 駐 車 場	3,200円																																																																							
小 村 駐 車 場	1,100円																																																																							

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																																																																																																		
	弓 削 町		生 名 村				岩 城 村		魚 島 村																																																																																															
公営渡船(船舶)使用料			生名村公営渡船使用料				魚島村船舶使用料			現行のとおりとする。																																																																																														
			(1) 渡船使用料				(1) 普通旅客運賃																																																																																																	
			<table><tr><th colspan="2">種 別</th><th>運賃</th><th>付記</th></tr><tr><td rowspan="6">旅 客</td><td>大 人</td><td>円 60</td><td>満12歳以上</td></tr><tr><td>小 人</td><td>30</td><td>満6歳以上12歳未満</td></tr><tr><td>受 託 手 荷 物</td><td>50</td><td>3辺の和が2m以下、重量30kg以下</td></tr><tr><td>自 転 車・その他</td><td>50</td><td></td></tr><tr><td>原動機付自転車</td><td>90</td><td>総排気量125cc未満</td></tr><tr><td>自 動 2 輪 車</td><td>130</td><td>総排気量125cc以上</td></tr><tr><td rowspan="3">小 荷 物</td><td>10 kg 以 下</td><td>50</td><td></td></tr><tr><td>20 kg 以 下</td><td>90</td><td></td></tr><tr><td>30 kg 以 下</td><td>130</td><td></td></tr><tr><td rowspan="12">自 動 車</td><td colspan="2">3m未満</td><td>280</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">3m以上～4m未満</td><td>440</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">4m以上～5m未満</td><td>550</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">5m以上～6m未満</td><td>1,100</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">6m以上～7m未満</td><td>1,300</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">7m以上～8m未満</td><td>1,800</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">8m以上～9m未満</td><td>2,000</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">9m以上～10m未満</td><td>2,200</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">10m以上～11m未満</td><td>2,400</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">11m以上～12m未満</td><td>2,600</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">12mを超え1mごと</td><td>200</td><td></td></tr></table>	種 別		運賃	付記	旅 客	大 人	円 60	満12歳以上	小 人	30	満6歳以上12歳未満	受 託 手 荷 物	50	3辺の和が2m以下、重量30kg以下	自 転 車・その他	50		原動機付自転車	90	総排気量125cc未満	自 動 2 輪 車	130	総排気量125cc以上	小 荷 物	10 kg 以 下	50		20 kg 以 下	90		30 kg 以 下	130		自 動 車	3m未満		280		3m以上～4m未満		440		4m以上～5m未満		550		5m以上～6m未満		1,100		6m以上～7m未満		1,300		7m以上～8m未満		1,800		8m以上～9m未満		2,000		9m以上～10m未満		2,200		10m以上～11m未満		2,400		11m以上～12m未満		2,600		12mを超え1mごと		200			<table><tr><th>区 間</th><th>1人につき片道運賃</th></tr><tr><td>魚 島・高井神</td><td>円 200</td></tr><tr><td>魚 島・豊 島</td><td>430</td></tr><tr><td>魚 島・弓 削</td><td>730</td></tr><tr><td>魚 島・土 生</td><td>1,000</td></tr><tr><td>高井神・豊 島</td><td>250</td></tr><tr><td>高井神・弓 削</td><td>530</td></tr><tr><td>高井神・土 生</td><td>820</td></tr><tr><td>豊 島・弓 削</td><td>320</td></tr><tr><td>豊 島・土 生</td><td>600</td></tr></table>	区 間	1人につき片道運賃	魚 島・高井神	円 200	魚 島・豊 島	430	魚 島・弓 削	730	魚 島・土 生	1,000	高井神・豊 島	250	高井神・弓 削	530	高井神・土 生	820	豊 島・弓 削	320	豊 島・土 生	600	
種 別		運賃	付記																																																																																																					
旅 客	大 人	円 60	満12歳以上																																																																																																					
	小 人	30	満6歳以上12歳未満																																																																																																					
	受 託 手 荷 物	50	3辺の和が2m以下、重量30kg以下																																																																																																					
	自 転 車・その他	50																																																																																																						
	原動機付自転車	90	総排気量125cc未満																																																																																																					
	自 動 2 輪 車	130	総排気量125cc以上																																																																																																					
小 荷 物	10 kg 以 下	50																																																																																																						
	20 kg 以 下	90																																																																																																						
	30 kg 以 下	130																																																																																																						
自 動 車	3m未満		280																																																																																																					
	3m以上～4m未満		440																																																																																																					
	4m以上～5m未満		550																																																																																																					
	5m以上～6m未満		1,100																																																																																																					
	6m以上～7m未満		1,300																																																																																																					
	7m以上～8m未満		1,800																																																																																																					
	8m以上～9m未満		2,000																																																																																																					
	9m以上～10m未満		2,200																																																																																																					
	10m以上～11m未満		2,400																																																																																																					
	11m以上～12m未満		2,600																																																																																																					
	12mを超え1mごと		200																																																																																																					
	区 間	1人につき片道運賃																																																																																																						
魚 島・高井神	円 200																																																																																																							
魚 島・豊 島	430																																																																																																							
魚 島・弓 削	730																																																																																																							
魚 島・土 生	1,000																																																																																																							
高井神・豊 島	250																																																																																																							
高井神・弓 削	530																																																																																																							
高井神・土 生	820																																																																																																							
豊 島・弓 削	320																																																																																																							
豊 島・土 生	600																																																																																																							
			備考 自転車・その他とは、自転車、小児用の車、手押車、リヤカー等道路運送車両方（昭和26年法律第185号）第2条第4項に規定する軽車両をいう。			(2) 通学定期運賃 通用期間が1月のものにあつては、7割引とする。																																																																																																		
			(2) 定期乗船券			(3) 一般定期運賃 通用期間が1月のものにあつては、4割引とする。																																																																																																		
			<table><tr><th colspan="2">種 別</th><th>一般運賃</th><th>学生運賃</th></tr><tr><td rowspan="4">一 月 間</td><td>徒 歩 者</td><td>円 1,850</td><td>円 1,240</td></tr><tr><td>自 転 車 付</td><td>3,330</td><td>2,230</td></tr><tr><td>原動機付自転車付</td><td>4,820</td><td>3,220</td></tr><tr><td>自 動 2 輪 車 付</td><td>6,300</td><td>4,210</td></tr><tr><td rowspan="4">三 月 間</td><td>徒 歩 者</td><td>5,280</td><td>3,520</td></tr><tr><td>自 転 車 付</td><td>9,510</td><td>6,430</td></tr><tr><td>原動機付自転車付</td><td>13,740</td><td>9,160</td></tr><tr><td>自 動 2 輪 車 付</td><td>17,970</td><td>11,980</td></tr></table>	種 別		一般運賃	学生運賃	一 月 間	徒 歩 者	円 1,850	円 1,240	自 転 車 付	3,330	2,230	原動機付自転車付	4,820	3,220	自 動 2 輪 車 付	6,300	4,210	三 月 間	徒 歩 者	5,280	3,520	自 転 車 付	9,510	6,430	原動機付自転車付	13,740	9,160	自 動 2 輪 車 付	17,970	11,980		(4) 小人旅客運賃 6歳以上12歳未満の者の旅客運賃は、普通旅客運賃の半額とする。			(6) 小荷物運賃																																																																		
種 別		一般運賃	学生運賃																																																																																																					
一 月 間	徒 歩 者	円 1,850	円 1,240																																																																																																					
	自 転 車 付	3,330	2,230																																																																																																					
	原動機付自転車付	4,820	3,220																																																																																																					
	自 動 2 輪 車 付	6,300	4,210																																																																																																					
三 月 間	徒 歩 者	5,280	3,520																																																																																																					
	自 転 車 付	9,510	6,430																																																																																																					
	原動機付自転車付	13,740	9,160																																																																																																					
	自 動 2 輪 車 付	17,970	11,980																																																																																																					
						<table><tr><th>規 格</th><th>1個につき運賃</th></tr><tr><td>10キログラム以下</td><td>円 150</td></tr><tr><td>10キログラムを超え20キログラム以下</td><td>310</td></tr><tr><td>20キログラムを超え30キログラム以下</td><td>450</td></tr></table>	規 格	1個につき運賃	10キログラム以下	円 150	10キログラムを超え20キログラム以下	310	20キログラムを超え30キログラム以下	450		(7) 貨物運賃																																																																																								
規 格	1個につき運賃																																																																																																							
10キログラム以下	円 150																																																																																																							
10キログラムを超え20キログラム以下	310																																																																																																							
20キログラムを超え30キログラム以下	450																																																																																																							
						<table><tr><th>品 名</th><th>金額</th><th>品 名</th><th>金額</th></tr><tr><td>自 転 車</td><td>円 310</td><td>船 外 機</td><td>円 450</td></tr><tr><td>単 車</td><td>450</td><td>魚 網（大）</td><td>450</td></tr><tr><td>ロ ー プ（大）</td><td>450</td><td>魚 網（中）</td><td>310</td></tr><tr><td>ロ ー プ（小）</td><td>310</td><td>魚 網（小）</td><td>150</td></tr><tr><td>肥 料</td><td>150</td><td>草 刈 機</td><td>310</td></tr><tr><td>タ イ ヤ</td><td>150</td><td>洗 濯 機</td><td>450</td></tr><tr><td>虫 ク ワ</td><td>310</td><td>ケ ー キ 箱</td><td>450</td></tr><tr><td>タ タ ミ</td><td>310</td><td>セ メ ン ト</td><td>310</td></tr><tr><td>白米15キロ</td><td>150</td><td>角 材</td><td>150</td></tr></table>	品 名	金額	品 名	金額	自 転 車	円 310	船 外 機	円 450	単 車	450	魚 網（大）	450	ロ ー プ（大）	450	魚 網（中）	310	ロ ー プ（小）	310	魚 網（小）	150	肥 料	150	草 刈 機	310	タ イ ヤ	150	洗 濯 機	450	虫 ク ワ	310	ケ ー キ 箱	450	タ タ ミ	310	セ メ ン ト	310	白米15キロ	150	角 材	150																																																										
品 名	金額	品 名	金額																																																																																																					
自 転 車	円 310	船 外 機	円 450																																																																																																					
単 車	450	魚 網（大）	450																																																																																																					
ロ ー プ（大）	450	魚 網（中）	310																																																																																																					
ロ ー プ（小）	310	魚 網（小）	150																																																																																																					
肥 料	150	草 刈 機	310																																																																																																					
タ イ ヤ	150	洗 濯 機	450																																																																																																					
虫 ク ワ	310	ケ ー キ 箱	450																																																																																																					
タ タ ミ	310	セ メ ン ト	310																																																																																																					
白米15キロ	150	角 材	150																																																																																																					

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																																																																																	
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村																																																																																			
		<table><tr><td rowspan="4">六 カ 月</td><td>徒 歩 者</td><td>10,010</td><td>6,670</td></tr><tr><td>自 転 車 付</td><td>18,020</td><td>12,020</td></tr><tr><td>原動機付 自転車付</td><td>26,040</td><td>17,350</td></tr><tr><td>自 動 2 輪 車 付</td><td>34,040</td><td>22,700</td></tr></table> (3) 回数乗船券<table><tr><th rowspan="2">種 別</th><th colspan="3">運 賃</th></tr><tr><th>11枚</th><th>30枚</th><th>60枚</th></tr><tr><td>大 人 回 数 券</td><td>円 520</td><td>円</td><td>円</td></tr><tr><td>自転車・ 荷物等回数券</td><td>410</td><td></td><td></td></tr><tr><td>原動機付 自転車回数券</td><td>820</td><td></td><td></td></tr></table><table><tr><td rowspan="10">自 動 車</td><td>3m未満</td><td>2,680</td><td>6,480</td><td>11,340</td></tr><tr><td>3m以上 4m未満</td><td>4,330</td><td>10,320</td><td>18,060</td></tr><tr><td>4m以上 5m未満</td><td>5,360</td><td>12,960</td><td>22,680</td></tr><tr><td>5m以上 6m未満</td><td>10,300</td><td>24,720</td><td>43,260</td></tr><tr><td>6m以上 7m未満</td><td>12,360</td><td>29,760</td><td>52,080</td></tr><tr><td>7m以上 8m未満</td><td>17,510</td><td>42,000</td><td>73,500</td></tr><tr><td>8m以上 9m未満</td><td>19,570</td><td>47,040</td><td>82,320</td></tr><tr><td>9m以上10m未満</td><td>21,630</td><td>51,840</td><td>90,720</td></tr><tr><td>10m以上11m未満</td><td>23,690</td><td>56,880</td><td>99,540</td></tr><tr><td>11m以上12m未満</td><td>25,750</td><td>61,920</td><td>108,360</td></tr></table> 備考 自転車・荷物等とは、自転車、受託手荷物、小荷物10kg以下、小児用の車その他手押車、リヤカー等道路運送車両法第2条第4項に規定する軽車両をいう。	六 カ 月	徒 歩 者	10,010	6,670	自 転 車 付	18,020	12,020	原動機付 自転車付	26,040	17,350	自 動 2 輪 車 付	34,040	22,700	種 別	運 賃			11枚	30枚	60枚	大 人 回 数 券	円 520	円	円	自転車・ 荷物等回数券	410			原動機付 自転車回数券	820			自 動 車	3m未満	2,680	6,480	11,340	3m以上 4m未満	4,330	10,320	18,060	4m以上 5m未満	5,360	12,960	22,680	5m以上 6m未満	10,300	24,720	43,260	6m以上 7m未満	12,360	29,760	52,080	7m以上 8m未満	17,510	42,000	73,500	8m以上 9m未満	19,570	47,040	82,320	9m以上10m未満	21,630	51,840	90,720	10m以上11m未満	23,690	56,880	99,540	11m以上12m未満	25,750	61,920	108,360		<table><tr><td>フトン(大)</td><td>450</td><td>ベ ニ ア</td><td>150</td></tr><tr><td>フトン(小)</td><td>310</td><td></td><td></td></tr></table> ・ 上表以外で3辺の和が200センチメートルを超える物で、30キログラム以下の運賃は450円、30キログラムを超える物は、10キログラムにつき150円を加算した額とし、特に定めのない物の運賃は10キログラムにつき150円とする。	フトン(大)	450	ベ ニ ア	150	フトン(小)	310				
六 カ 月	徒 歩 者	10,010		6,670																																																																																			
	自 転 車 付	18,020		12,020																																																																																			
	原動機付 自転車付	26,040		17,350																																																																																			
	自 動 2 輪 車 付	34,040	22,700																																																																																				
種 別	運 賃																																																																																						
	11枚	30枚	60枚																																																																																				
大 人 回 数 券	円 520	円	円																																																																																				
自転車・ 荷物等回数券	410																																																																																						
原動機付 自転車回数券	820																																																																																						
自 動 車	3m未満	2,680	6,480	11,340																																																																																			
	3m以上 4m未満	4,330	10,320	18,060																																																																																			
	4m以上 5m未満	5,360	12,960	22,680																																																																																			
	5m以上 6m未満	10,300	24,720	43,260																																																																																			
	6m以上 7m未満	12,360	29,760	52,080																																																																																			
	7m以上 8m未満	17,510	42,000	73,500																																																																																			
	8m以上 9m未満	19,570	47,040	82,320																																																																																			
	9m以上10m未満	21,630	51,840	90,720																																																																																			
	10m以上11m未満	23,690	56,880	99,540																																																																																			
	11m以上12m未満	25,750	61,920	108,360																																																																																			
フトン(大)	450	ベ ニ ア	150																																																																																				
フトン(小)	310																																																																																						

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	使用料（H15.3.31現在）
調 整 方 針	使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似している施設の使用料については、可能な限り統一するよう努めるものとする。		

項 目	現 況				課 題	調 整 内 容																																																																																																																																																																											
	弓 削 町		生 名 村				岩 城 村		魚 島 村																																																																																																																																																																								
行政財産の使用料	<table><tr><th colspan="6">弓削町行政財産の使用料</th></tr><tr><th colspan="2">種 類</th><th colspan="4">使用料</th></tr><tr><th colspan="2">種類の分類</th><th>単位</th><th>使用料</th><th colspan="2">摘要</th></tr><tr><td rowspan="5">電柱類</td><td>日本電信電話株式会社の場合</td><td>年 本</td><td>円 180</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>本</td><td>柱 "</td><td>" "</td><td>490</td><td></td></tr><tr><td>支</td><td>柱 "</td><td>" "</td><td>490</td><td></td></tr><tr><td>支 線</td><td>柱 "</td><td>" "</td><td>490</td><td></td></tr><tr><td>架空 管</td><td>類 "</td><td>メートル</td><td>510</td><td></td></tr><tr><td>鉄 塔</td><td>類 "</td><td>平方メートル</td><td>1,020</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>軌 道 施 設</td><td>類 "</td><td>" "</td><td>360</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>井 戸</td><td>" 基</td><td>490</td><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">地下埋設物</td><td>口径30センチメートル未満</td><td>" メートル</td><td>30</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>口径30センチメートル以上</td><td>" "</td><td>40</td><td colspan="2"></td></tr><tr><td>広 告 ア ー チ</td><td>月 基</td><td>1,020</td><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td>広 告 塔</td><td>" "</td><td>1,020</td><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td>街 灯 柱</td><td>年 本</td><td>140</td><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td>広 告 看 板 類</td><td>" 基</td><td>320</td><td colspan="2"></td><td></td></tr><tr><td>標 識 類</td><td>" "</td><td>320</td><td colspan="2"></td><td></td></tr></table>				弓削町行政財産の使用料						種 類		使用料				種類の分類		単位	使用料	摘要		電柱類	日本電信電話株式会社の場合	年 本	円 180			本	柱 "	" "	490		支	柱 "	" "	490		支 線	柱 "	" "	490		架空 管	類 "	メートル	510		鉄 塔	類 "	平方メートル	1,020			軌 道 施 設	類 "	" "	360			井 戸	" 基	490				地下埋設物	口径30センチメートル未満	" メートル	30			口径30センチメートル以上	" "	40			広 告 ア ー チ	月 基	1,020				広 告 塔	" "	1,020				街 灯 柱	年 本	140				広 告 看 板 類	" 基	320				標 識 類	" "	320				<table><tr><th colspan="5">生名村行政財産の使用料</th></tr><tr><th colspan="2">種 類</th><th>単位</th><th colspan="2">使用料</th></tr><tr><th colspan="2"></th><th></th><th>使用料</th><th>摘要</th></tr><tr><td>広 告 看 板 類</td><td>年 額</td><td>1 基</td><td>円 600</td><td></td></tr><tr><td>標 識 類</td><td>年 額</td><td>1 基</td><td>600</td><td></td></tr><tr><td>自 動 販 売 機</td><td>月 額</td><td>1 基</td><td>1,000</td><td></td></tr><tr><td>現 金 自 動 設 備</td><td>月 額</td><td>1.0 式</td><td>10,500</td><td></td></tr></table>				生名村行政財産の使用料					種 類		単位	使用料					使用料	摘要	広 告 看 板 類	年 額	1 基	円 600		標 識 類	年 額	1 基	600		自 動 販 売 機	月 額	1 基	1,000		現 金 自 動 設 備	月 額	1.0 式	10,500						<table><tr><th colspan="6">魚島村行政財産又は公の施設の使用料</th></tr><tr><th>公の施設</th><th>種 類</th><th>区分</th><th>単位</th><th>金額</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">放送施設</td><td rowspan="2">施設使用料</td><td>普通</td><td>1 回</td><td>円 30</td><td></td></tr><tr><td>営業</td><td>1 回</td><td>130</td><td></td></tr></table>		魚島村行政財産又は公の施設の使用料						公の施設	種 類	区分	単位	金額	備考	放送施設	施設使用料	普通	1 回	円 30		営業	1 回	130				当面は現行のとおりとし、新町において統一する方向で検討する。
弓削町行政財産の使用料																																																																																																																																																																																	
種 類		使用料																																																																																																																																																																															
種類の分類		単位	使用料	摘要																																																																																																																																																																													
電柱類	日本電信電話株式会社の場合	年 本	円 180																																																																																																																																																																														
	本	柱 "	" "	490																																																																																																																																																																													
	支	柱 "	" "	490																																																																																																																																																																													
	支 線	柱 "	" "	490																																																																																																																																																																													
	架空 管	類 "	メートル	510																																																																																																																																																																													
鉄 塔	類 "	平方メートル	1,020																																																																																																																																																																														
軌 道 施 設	類 "	" "	360																																																																																																																																																																														
井 戸	" 基	490																																																																																																																																																																															
地下埋設物	口径30センチメートル未満	" メートル	30																																																																																																																																																																														
	口径30センチメートル以上	" "	40																																																																																																																																																																														
広 告 ア ー チ	月 基	1,020																																																																																																																																																																															
広 告 塔	" "	1,020																																																																																																																																																																															
街 灯 柱	年 本	140																																																																																																																																																																															
広 告 看 板 類	" 基	320																																																																																																																																																																															
標 識 類	" "	320																																																																																																																																																																															
生名村行政財産の使用料																																																																																																																																																																																	
種 類		単位	使用料																																																																																																																																																																														
			使用料	摘要																																																																																																																																																																													
広 告 看 板 類	年 額	1 基	円 600																																																																																																																																																																														
標 識 類	年 額	1 基	600																																																																																																																																																																														
自 動 販 売 機	月 額	1 基	1,000																																																																																																																																																																														
現 金 自 動 設 備	月 額	1.0 式	10,500																																																																																																																																																																														
魚島村行政財産又は公の施設の使用料																																																																																																																																																																																	
公の施設	種 類	区分	単位	金額	備考																																																																																																																																																																												
放送施設	施設使用料	普通	1 回	円 30																																																																																																																																																																													
		営業	1 回	130																																																																																																																																																																													
公共用財産使用料					<table><tr><th colspan="5">生名村公共用財産使用料</th></tr><tr><th colspan="2">種目</th><th colspan="2">金額</th><th>摘要</th></tr><tr><td>耕 作 地</td><td>1平方メートルにつき</td><td>年 額</td><td>円 5</td><td></td></tr><tr><td>養 魚 場</td><td>1平方メートルにつき</td><td>年 額</td><td>18</td><td></td></tr><tr><td>軌道敷等 (農業用モルムを含む。)</td><td>1平方メートルにつき</td><td>年 額</td><td>18</td><td></td></tr><tr><td>看 板</td><td>看板の面積 1平方メートルにつき</td><td>年 額</td><td>500</td><td></td></tr><tr><td>広 告 塔</td><td>広告の面積 1平方メートルにつき</td><td>年 額</td><td>500</td><td></td></tr><tr><td>電 柱</td><td>1 本 につき</td><td>年 額</td><td>190</td><td>支柱及び変線を含む。</td></tr><tr><td>送電・受信塔</td><td>使用面積1平方メートルにつき</td><td>年 額</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>漁 業 用 敷 地</td><td>1平方メートルにつき</td><td>年 額</td><td>1</td><td></td></tr><tr><td>ゴルフ場その他 これに類するもの</td><td>使用面積1平方メートルにつき</td><td>年 額</td><td>6</td><td></td></tr><tr><td>上 空 使 用</td><td>1箇所 につき</td><td>年 額</td><td>500</td><td>水路蓋架設使用等</td></tr><tr><td rowspan="3">諸管の埋架設</td><td>口径0.2メートル未満のもの</td><td>1メートル につき</td><td>年 額 18</td><td></td></tr><tr><td>口径0.2メートル以上0.5メートル未満のもの</td><td>1メートル につき</td><td>年 額 37</td><td></td></tr><tr><td>口径0.5メートル以上のもの</td><td>1メートル につき</td><td>年 額 62</td><td></td></tr></table>				生名村公共用財産使用料					種目		金額		摘要	耕 作 地	1平方メートルにつき	年 額	円 5		養 魚 場	1平方メートルにつき	年 額	18		軌道敷等 (農業用モルムを含む。)	1平方メートルにつき	年 額	18		看 板	看板の面積 1平方メートルにつき	年 額	500		広 告 塔	広告の面積 1平方メートルにつき	年 額	500		電 柱	1 本 につき	年 額	190	支柱及び変線を含む。	送電・受信塔	使用面積1平方メートルにつき	年 額	200		漁 業 用 敷 地	1平方メートルにつき	年 額	1		ゴルフ場その他 これに類するもの	使用面積1平方メートルにつき	年 額	6		上 空 使 用	1箇所 につき	年 額	500	水路蓋架設使用等	諸管の埋架設	口径0.2メートル未満のもの	1メートル につき	年 額 18		口径0.2メートル以上0.5メートル未満のもの	1メートル につき	年 額 37		口径0.5メートル以上のもの	1メートル につき	年 額 62				当面は現行のとおりとし、新町において統一する方向で検討する。																																																																																													
生名村公共用財産使用料																																																																																																																																																																																	
種目		金額		摘要																																																																																																																																																																													
耕 作 地	1平方メートルにつき	年 額	円 5																																																																																																																																																																														
養 魚 場	1平方メートルにつき	年 額	18																																																																																																																																																																														
軌道敷等 (農業用モルムを含む。)	1平方メートルにつき	年 額	18																																																																																																																																																																														
看 板	看板の面積 1平方メートルにつき	年 額	500																																																																																																																																																																														
広 告 塔	広告の面積 1平方メートルにつき	年 額	500																																																																																																																																																																														
電 柱	1 本 につき	年 額	190	支柱及び変線を含む。																																																																																																																																																																													
送電・受信塔	使用面積1平方メートルにつき	年 額	200																																																																																																																																																																														
漁 業 用 敷 地	1平方メートルにつき	年 額	1																																																																																																																																																																														
ゴルフ場その他 これに類するもの	使用面積1平方メートルにつき	年 額	6																																																																																																																																																																														
上 空 使 用	1箇所 につき	年 額	500	水路蓋架設使用等																																																																																																																																																																													
諸管の埋架設	口径0.2メートル未満のもの	1メートル につき	年 額 18																																																																																																																																																																														
	口径0.2メートル以上0.5メートル未満のもの	1メートル につき	年 額 37																																																																																																																																																																														
	口径0.5メートル以上のもの	1メートル につき	年 額 62																																																																																																																																																																														

上島合併協議会 調整方針

		<table><tr><td rowspan="5">その他の土地</td><td>一時的なもの</td><td>1平方メートルにつき</td><td>年額</td><td>31</td><td></td></tr><tr><td>その他のもの</td><td>1平方メートルにつき</td><td>年額</td><td>37</td><td></td></tr><tr><td>一時的なもの</td><td>1平方メートルにつき</td><td>年額</td><td>18</td><td></td></tr><tr><td>その他のもの</td><td>1平方メートルにつき</td><td>年額</td><td>25</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">その他のもの</td><td colspan="2">類似の種目に準じて村長の定める額</td><td></td></tr></table> 備考 1 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、それぞれ月割りによるものとする。この場合において、使用期間が1年未満の端数があるときは切り上げるものとする。 2 面積又は長さにおいて、この表に定める単位に満たない端数を生じた場合は、これを切り上げて計算する。 3 使用期間が1月未満である場合における使用料の額は、別表により算定して得た額に1.05を乗じて得た額とする。 4 1件の使用料に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。 5 1件の使用料が100円未満の場合は、100円とする。	その他の土地	一時的なもの	1平方メートルにつき	年額	31		その他のもの	1平方メートルにつき	年額	37		一時的なもの	1平方メートルにつき	年額	18		その他のもの	1平方メートルにつき	年額	25		その他のもの		類似の種目に準じて村長の定める額					
その他の土地	一時的なもの	1平方メートルにつき		年額	31																										
	その他のもの	1平方メートルにつき		年額	37																										
	一時的なもの	1平方メートルにつき		年額	18																										
	その他のもの	1平方メートルにつき		年額	25																										
	その他のもの		類似の種目に準じて村長の定める額																												
インターネット利用料			魚島村インターネット利用料 (1) イントラネット接続サービス 128Kbps 月額料金 （アクセス回数 20万回まで メールアカウント1つ含む）1,000円 （アクセス回数 20～30万回 メールアカウント1つ含む）2,000円 （アクセス回数 30万回以上 メールアカウント1つ含む）3,000円 追加メールアドレス 1つにつき月額料金300円 （ただし、世帯内のハブの設置は 1台までとする。） (2) マジカルサイト接続サービス 無料（ただし、村とマジカルサイトの契約が解除された場合はサービス自体を廃止とする。） マジカルサイト接続サービスを利用できるのは、イントラネットサービスの提供を受けられない場合に限り、パソコン1台につき1つのアクセスアカウントの提供となる。 (3) サポートサービス パソコン初期設定 1台につき 3,000円 ソフトウェアのインストール 1本につき 500円		現行のとおりとする。																										

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	手数料（15.3.31現在）
調 整 方 針	手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。		

区 分	現 況				課 題	調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村		
住民関係	戸籍謄抄本交付手数料 1通につき 450円	戸籍謄抄本交付手数料 1通につき 450円	戸籍謄抄本交付手数料 1通につき 450円	戸籍謄抄本交付手数料 1通につき 450円		現行のとおりとする。
	戸籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 350円	戸籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 350円	戸籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 350円	戸籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 350円		現行のとおりとする。
	除籍謄抄本交付手数料 1通につき 750円	除籍謄抄本交付手数料 1通につき 750円	除籍謄抄本交付手数料 1通につき 750円	除籍謄抄本交付手数料 1通につき 750円		現行のとおりとする。
	除籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 450円	除籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 450円	除籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 450円	除籍記載事項証明書交付手数料 証明事項1件につき 450円		現行のとおりとする。
	届出、申請受理証明書交付手数料 1通につき 350円	届出、申請受理証明書交付手数料 1通につき 350円	届出、申請受理証明書交付手数料 1通につき 350円	届出、申請受理証明書交付手数料 1通につき 350円		現行のとおりとする。
	上質紙を用いる受理証明書手数料 1枚につき 1,400円	上質紙を用いる受理証明書手数料 1通につき 1,400円	上質紙を用いる受理証明書手数料 1通につき 1,400円	上質紙を用いる受理証明書手数料 1通につき 1,400円		現行のとおりとする。
	戸籍閲覧手数料 書類1件につき 350円	戸籍閲覧手数料 書類1件につき 350円	戸籍閲覧手数料 書類1件につき 350円	戸籍閲覧手数料 書類1件につき 350円		現行のとおりとする。
		戸籍附票写し手数料 1件につき 300円				生名村の例による。
	印鑑登録証交付手数料 1枚につき 300円	印鑑登録証明手数料 1件につき 300円	印鑑登録証交付手数料 1件につき 300円	印鑑登録証交付手数料 1件につき 200円	魚島村の手数料	弓削町の例による。
	印鑑登録証明手数料 1枚につき 300円	印鑑証明手数料 1件につき 300円	印鑑証明手数料 1件につき 300円	印鑑登録証明手数料 1件につき 200円	魚島村の手数料	弓削町の例による。
	身分証明手数料 1枚につき 300円	身分証明手数料 1件につき 300円				弓削町の例による。
	住所、居所証明手数料 1枚につき 300円	居住証明手数料 1件につき 300円	居住証明手数料 1件につき 300円	居住証明手数料 1件につき 200円	魚島村の手数料	弓削町の例による。
		住民票閲覧手数料 1件につき 300円	住民票閲覧手数料 1世帯につき 300円			生名村の例による。
	住民票写し手数料 1通につき 300円	住民票写し手数料 1件につき 300円	住民票謄抄本手数料 1件につき 300円	住民票謄抄本手数料 1種につき 200円	魚島村の手数料	弓削町の例による。
	その他証明手数料 1枚につき 300円	その他証明手数料 1件につき 300円	その他証明手数料 1件につき 300円	その他証明手数料 1件につき 200円	魚島村の手数料	弓削町の例による。
税務関係	土地建物証明手数料 1枚につき 300円	土地建物証明手数料 1件につき 300円	土地建物証明手数料 1件につき 300円	土地建物証明手数料 1件につき 200円	魚島村の手数料	弓削町の例による。
	諸税、公課証明手数料 1枚につき 300円	諸税、公課証明手数料 1件につき 300円	諸税、公課証明手数料 1件につき 300円	諸税、公課証明手数料 1件につき 200円	魚島村の手数料	弓削町の例による。
	公簿書類図面写し証明手数料 1枚につき 300円		公簿書類図面写し手数料 1枚につき 300円			弓削町の例による。
	公簿書類図面閲覧手数料 1種につき 300円	公簿書類図面閲覧手数料 1件につき 300円	公簿書類図面閲覧手数料 1種につき 300円	公簿書類図面閲覧手数料 1種につき 200円	魚島村の手数料	弓削町の例による。
			営業、職業証明手数料 1件につき 300円	営業、転業証明手数料 1件につき 200円	魚島村の手数料	岩城村の例による。
			公権、能力証明手数料 1件につき 300円	公権、能力証明手数料 1件につき 200円	魚島村の手数料	岩城村の例による。
				身代限り家分散破産証明手数料 1件につき 200円		魚島村を基本とし、合併時に300円で統一する。
	徴税督促手数料 1通につき 50円	徴税督促手数料 1通につき 50円	徴税督促手数料 1通につき 50円	徴税督促手数料 1通につき 20円	魚島村の手数料	弓削町の例による。
総務関係	火薬類譲渡許可手数料 1件につき 1,200円	火薬類譲渡許可申請手数料 1件につき 1,200円				弓削町の例による。
	火薬類譲受許可 ○火工品許可手数料 1件につき 2,400円 ○火工品以外許可 ・火薬類数量25kg以下許可手数料 1件につき 3,500円 ・火薬類数量25kg超え許可手数料 1件につき 6,900円	火薬類譲受許可申請手数料 ○火工品譲受許可申請手数料 1件につき 2,400円 ○その他譲受許可申請手数料 ・火薬類数量25kg以下 1件につき 3,500円 ・その他 1件につき 6,900円				弓削町の例による。
	煙火許可手数料 1件につき 7,900円	煙火消費許可申請手数料 1件につき 7,900円				弓削町の例による。
	鳥獣飼養許可証交付、更新、再交付手数料 1件につき 3,400円	鳥獣飼養許可証交付、更新、再交付手数料 1件につき 3,400円	鳥獣飼養許可証交付、更新、再交付手数料 1件につき 3,400円	鳥獣飼養許可証交付、更新、再交付手数料 1件につき 3,400円		現行のとおりとする。
環境衛生関係	犬の登録手数料 1頭につき 3,000円	犬の登録手数料 1頭につき 3,000円	犬の登録手数料 1頭につき 3,000円	犬の登録手数料 1頭につき 3,000円		現行のとおりとする。
	犬の狂犬病予防注射済票交付手数料 1頭につき 550円	犬の狂犬病予防注射済票交付手数料 1頭につき 550円	犬の狂犬病予防注射済票交付手数料 1頭につき 550円	犬の狂犬病予防注射済票交付手数料 1頭につき 550円		現行のとおりとする。
	犬の鑑札再交付手数料 1頭につき 1,600円	犬の鑑札再交付手数料 1頭につき 1,600円	犬の鑑札再交付手数料 1件につき 1,600円	犬の鑑札再交付手数料 1件につき 1,600円		現行のとおりとする。
	犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料 1頭につき 340円	犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料 1頭につき 340円	犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料 1件につき 340円	犬の狂犬病予防注射済票再交付手数料 1件につき 340円		現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	手数料（15.3.31現在）
調 整 方 針	手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。		

区 分	現 況				課 題	調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村		
	一般廃棄物建築廃材及び不燃物処理手数料 ○0.5トン以下又は軽四輪トラックまでのもの 520円 ○0.5トンを超え1トン以下又は1トン積みトラックまでのもの 1,030円 ○1トンを超え2トン以下又は2トン積みトラックまでのもの 2,060円 ○2トンを超え3トン以下又は3トン積みトラックまでのもの 3,090円 ○3トンを超え4トン以下又は4トン積みトラックまでのもの 4,120円 ○4トン積みを超えるものについては認めない 廃プラスチック類及び粗大ゴミ処理手数料 ○家族3人以下 1ヶ月 250円 ○家族4人以上 1ヶ月 350円		一般廃棄物（可燃物、不燃物等）処理手数料 ○軽四トラック以下 500円 ○2トントラック以下 1,000円 ○4トントラック以下 2,000円 ○4トン積みを超えるものについては認めない	一般廃棄物処理手数料 無料		当面は現行のとおりとする。
			粗大ゴミ処理手数料 ○直接搬入 ・10kg以下 500円 ・10kgを超え20kg以下 1,000円 ・20kgを超えるもの 10kg増すごとに500円追加 ○収集 ・直接搬入の手数料に500円を追加する			当面は現行のとおりとする。
	家電リサイクル品収集運搬手数料 ○テレビ 1台につき 3,650円 ○冷蔵庫 1台につき 3,650円 ○洗濯機 1台につき 3,650円 ○エアコン 1台につき 3,650円	特定家庭用機器再商品収集運搬手数料 ○テレビ 1台につき 3,300円 ○冷蔵庫 1台につき 3,300円 ○洗濯機 1台につき 3,300円 ○エアコン 1台につき 3,300円	リサイクル家電製品運搬料 ○直接搬入 ・テレビ 1台につき 2,000円 ・冷蔵庫 1台につき 2,000円 ・洗濯機 1台につき 2,000円 ・エアコン 1台につき 2,000円 ○収集 ・直接搬入の手数料に500円を追加する	家電リサイクル品収集運搬手数料 ○テレビ 1台につき 3,700円 ○冷蔵庫 1台につき 3,700円 ○洗濯機 1台につき 3,700円 ○エアコン 1台につき 3,700円		当面は現行のとおりとし、新町において統一するよう検討する。
	一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業及び浄化槽清掃業許可 1件につき 4,000円	一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業許可申請手数料 1件につき毎年 2,000円	一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業及び浄化槽清掃業許可 1件につき 2,000円			当面は現行のとおりとし、新町において統一するよう検討する。
	許可証再発行 1件につき 1,000円	一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業許可証再交付申請手数料 1件につき 500円	許可証再交付 1件につき 500円			当面は現行のとおりとし、新町において統一するよう検討する。
			し尿処理手数料 1リットルにつき 5円 （上記手数料の額に消費税及び地方消費税の額を加えた額）			当面は現行のとおりとする。
			指定袋等処理手数料 ○家庭系廃棄物 ・規定枚数 無料 ・規定を超える枚数 指定袋、シール1枚につき 50円 ○事業系の一般廃棄物 指定袋、シール1枚につき 50円			当面は現行のとおりとする。
	公共下水道責任技術者登録 1件につき 3,500円	公共下水道責任技術者登録 1件につき 3,500円				当面は現行のとおりとする。
	公共下水道指定工事店指定 1件につき 5,000円	公共下水道指定工事店指定 1件につき 5,000円				当面は現行のとおりとする。
	公共下水道使用料督促手数料 1通につき 50円	公共下水道使用料督促手数料 1通につき 50円				当面は現行のとおりとする。
	特定地域生活排水処理責任技術者登録 1件につき 3,500円					当面は現行のとおりとする。
	特定地域生活排水処理指定工事店指定 1件につき 5,000円					当面は現行のとおりとする。
	特定地域生活排水処理施設使用料督促手数料 1通につき 50円					当面は現行のとおりとする。
	農業集落排水処理責任技術者登録 1件につき 3,500円					当面は現行のとおりとする。
	農業集落排水処理指定工事店指定 1件につき 5,000円					当面は現行のとおりとする。
	農業集落排水処理施設使用料督促手数料 1通につき 50円					当面は現行のとおりとする。
	給水装置工事設計手数料【上水道企業団】 ○新設又は全面改造工事 1件につき 5,000円 ○その他の工事	給水装置工事設計手数料【上水道企業団】 ○新設又は全面改造工事 1件につき 5,000円 ○その他の工事	給水装置工事設計手数料【上水道企業団】 ○新設又は全面改造工事 1件につき 5,000円 ○その他の工事			現行のとおりとする。

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	１６ 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	手数料（15.3.31現在）
調 整 方 針	手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。		

区 分	現 況				課 題	調 整 内 容
	弓 削 町	生 名 村	岩 城 村	魚 島 村		
	1件につき 2,500円	1件につき 2,500円	1件につき 2,500円			
	設計審査手数料【上水道企業団】 ○新設又は全面改造工事 1回につき 3,000円 ○その他の工事 1回につき 1,500円	設計審査手数料【上水道企業団】 ○新設又は全面改造工事 1回につき 3,000円 ○その他の工事 1回につき 1,500円	設計審査手数料【上水道企業団】 ○新設又は全面改造工事 1回につき 3,000円 ○その他の工事 1回につき 1,500円			現行のとおりとする。
	工事検査手数料【上水道企業団】 ○新設又は全面改造工事 1回につき 4,000円 ○その他の工事 1回につき 2,000円	工事検査手数料【上水道企業団】 ○新設又は全面改造工事 1回につき 4,000円 ○その他の工事 1回につき 2,000円	工事検査手数料【上水道企業団】 ○新設又は全面改造工事 1回につき 4,000円 ○その他の工事 1回につき 2,000円			現行のとおりとする。
	給水装置工事事業者指定手数料 【上水道企業団】 1件につき 10,000円	給水装置工事事業者指定手数料 【上水道企業団】 1件につき 10,000円	給水装置工事事業者指定手数料 【上水道企業団】 1件につき 10,000円			現行のとおりとする。
診療所関係				健康診断書(入試・入社等)手数料 1通につき 1,050円 一般診断書(会社欠勤等)手数料 1通につき 1,050円 死亡診断書手数料 1通につき 2,100円 裁判所関係診断書手数料 1通につき 3,150円 警察関係用診断書手数料 1通につき 1,050円 生命保険用診断書手数料 1通につき 3,150円 厚生年金・恩給用診断書手数料 1通につき 3,150円 交通事故・傷害用診断書手数料 1通につき 3,150円 調理師・理容師接客業、開業用診断書手数料 1通につき 2,100円 身体障害者用診断書手数料 1通につき 3,150円 死体検案書手数料 ○変死 1通につき 10,500円 ○病死 1通につき 5,250円		現行のとおりとする。
保健福祉関係	介護保険督促手数料 1通につき 80円	介護保険督促手数料 1通につき 50円	介護保険督促手数料 1通につき 80円	介護保険督促手数料 1通につき 80円	差異がある	弓削町の例による。
	予防接種手数料 ○三種混合 無料 ○麻疹 無料 ○風疹 無料 ○日本脳炎 無料 ○二種混合 無料 ○ポリオ 無料 ○インフルエンザ 無料	予防接種手数料 ○三種混合 無料 ○麻疹 無料 ○風疹 無料 ○日本脳炎 無料 ○二種混合 無料 ○ポリオ 無料 ○インフルエンザ 無料	予防接種手数料 ○三種混合 無料 ○麻疹 無料 ○風疹 無料 ○日本脳炎 無料 ○二種混合 無料 ○ポリオ 無料 ○インフルエンザ 無料	予防接種手数料 ○三種混合 無料 ○麻疹 無料 ○風疹 無料 ○日本脳炎 無料 ○二種混合 無料 ○ポリオ 無料 ○インフルエンザ 無料		現行のとおりとする。
	検診料 ○70歳未満 ・基本健康診査 1件につき 1,300円 ・肝炎ウイルス検診 C型のみ 1件につき 800円 ・胃がん 1件につき 2,000円 ・大腸がん 1件につき 700円 ・肺がん 1件につき 500円 ・喀痰 1件につき 1,000円 ・子宮がん 1件につき 1,700円 ・乳がん 1件につき 1,000円 ・腹部超音波 1件につき 2,100円 ・骨粗鬆症 1件につき 900円 ○70歳以上 ・基本健康診査 1件につき 400円 ・肝炎ウイルス検診	検診料 ○70歳未満 ・基本健康診査 無料 ・肝炎ウイルス検診 C型のみ 無料 ・胃がん 無料 ・大腸がん 無料 ・肺がん 無料 ・子宮がん 無料 ・乳がん 無料 ・骨粗鬆症 1件につき 500円 ○70歳以上 ・基本健康診査 無料 ・肝炎ウイルス検診	検診料 ○70歳未満 ・基本健康診査 1件につき 1,300円 ・肝炎ウイルス検診 B型+C型セット 1件につき 800円 C型のみ 1件につき 700円 B型のみ 1件につき 200円 ・胃がん 1件につき 900円 ・大腸がん 1件につき 500円 ・肺がん 1件につき 200円 ・結核検診再読影 1件につき 200円 ・喀痰 1件につき 700円 ・子宮がん 1件につき 600円 ・乳がん 1件につき 300円 ・腹部超音波 1件につき 1,000円 ・骨粗鬆症 1件につき 700円 ○70歳以上 ・基本健康診査 無料 ・肝炎ウイルス検診	検診料 ○70歳未満 ・基本健康診査 無料 ・肝炎ウイルス検診 B型+C型セット 無料 C型のみ 無料 B型のみ 無料 ・胃がん 1件につき 1,000円 ・大腸がん 1件につき 500円 ・肺がん 無料 ・子宮がん 1件につき 700円 ・乳がん 1件につき 500円 ・腹部超音波 1件につき 1,000円 ・前立腺がん 1件につき 500円 ○70歳以上 ・基本健康診査 無料 ・肝炎ウイルス検診	対象者、検診機関、自己負担額、検査内容、実施方法が異なる。	合併年度は現行のとおりとし、翌年度より統一するよう調整する。

上島合併協議会 調整方針

協 議 事 項	1 6 使用料、手数料の取扱い	関 係 項 目	手数料（15.3.31現在）
調 整 方 針	手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。		

区 分	現 況								課 題	調 整 内 容	
	弓 削 町			生 名 村		岩 城 村		魚 島 村			
	C型のみ	1件につき	100円	C型のみ	無料	B型+C型セット C型のみ B型のみ	無料 無料 無料	B型+C型セット C型のみ B型のみ	無料 無料 無料		
	・胃がん ・大腸がん ・肺がん ・喀痰 ・子宮がん ・乳がん ・腹部超音波 ・骨粗鬆症	1件につき 1件につき 1件につき 1件につき 1件につき 1件につき 1件につき 1件につき	400円 200円 100円 200円 300円 200円 400円 200円	・胃がん ・大腸がん ・肺がん ・子宮がん ・乳がん ・骨粗鬆症	無料 無料 無料 無料 無料 1件につき 500円	・胃がん ・大腸がん ・肺がん ・結核検診再読影 ・喀痰 ・子宮がん ・乳がん ・腹部超音波 ・骨粗鬆症	無料 無料 無料 無料 無料 無料 1,000円 700円	・胃がん ・大腸がん ・肺がん ・子宮がん ・乳がん ・腹部超音波 ・前立腺がん	1件につき 1,000円 1件につき 500円 無料 1件につき 700円 1件につき 500円 1件につき 1,000円 1件につき 500円		